

第2期

朝来市

子ども・子育て 支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



令和2年3月
朝来市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2
第2章 子どもと子育て家庭のようす.....	5
1. 朝来市における概況.....	5
2. ニーズ調査からみる子育ての状況.....	12
3. 子ども・子育てに関する主な課題.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1. 基本理念.....	23
2. 基本的な視点.....	24
3. 計画の基本目標と体系.....	26
4. 施策の体系.....	27
第4章 施策の内容.....	29
1. 子育て家庭を地域で支えるまちづくり.....	29
2. 子育て家庭の親と子の心身の健康を支える環境づくり.....	33
3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成.....	35
4. 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり.....	41
第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制.....	45
1. 教育・保育提供区域の設定.....	45
2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	46
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	50
4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	57
第6章 計画の推進.....	58
1. 推進体制.....	58
2. 進行管理.....	59
資料.....	60
1. 計画策定組織.....	60
2. 計画の策定経過.....	63
3. 用語解説.....	64

第1章 計画の策定にあたって

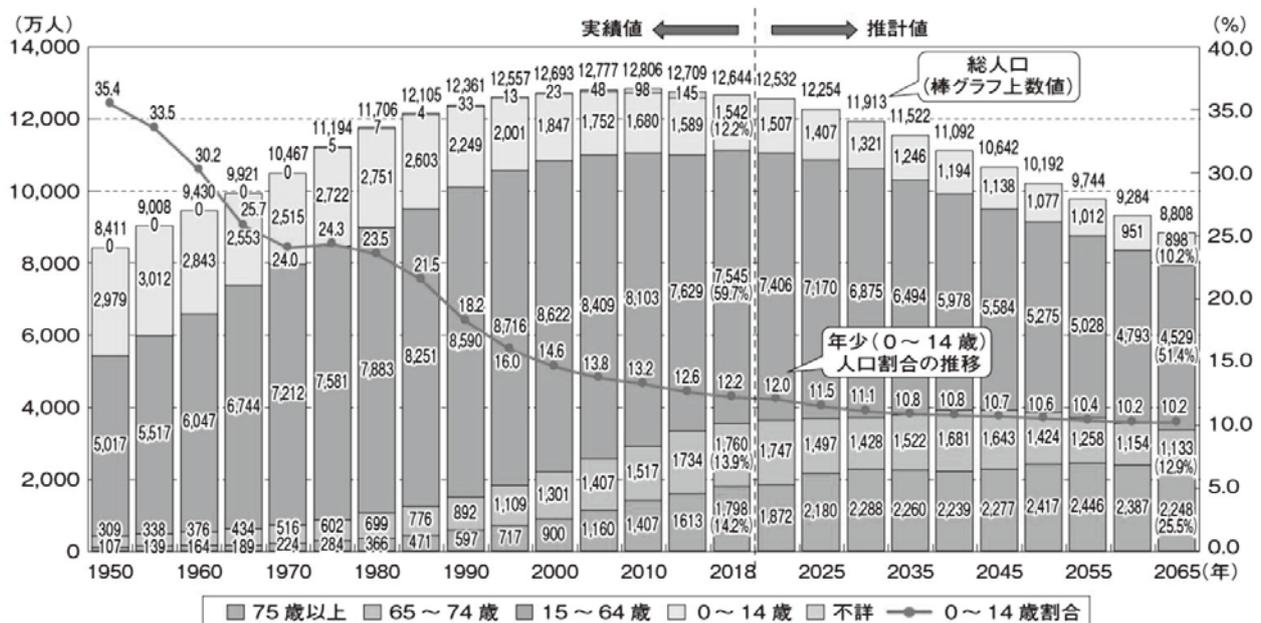
1. 計画策定の背景と趣旨

我が国は少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、平成30年の合計特殊出生率は1.42という状況です。少子化は社会保障をはじめ、社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、子どもや子育て家庭をめぐるは依然として解決すべき課題が数多く残されています。こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として、地域のさまざまな子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。また、令和元年10月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園、保育園等の利用者負担額の無償化（一部制限あり）が実施されました。

我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

本市では、子ども施策の総合的な計画として、平成 22 年に「朝来市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」（愛称：朝来市こども育成プラン）、平成 27 年には子ども・子育て支援法に基づく「朝来市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育て支援に向けた各種の施策を実施してきました。

「第 2 期朝来市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、第 1 期計画策定後の法制度の改正、ニッポン一億総活躍プラン、子育て安心プランの内容や方向性を踏まえ、さらなる少子化の進行の現状や、女性の就業率の上昇を目標とした国の施策を反映しながら、第 1 期計画を継承した計画（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第 2 次朝来市総合計画」（平成 26 年 3 月策定）及び「第 3 期朝来市地域福祉計画」（平成 29 年 3 月策定）との整合を図るとともに、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。さらに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく市町村計画も包含しています。

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。また、その方向性を指し示す「子ども・子育て支援事業計画」は、まちの未来を担い、委ねるべき人を育むための計画という重要な役割を持っています。

(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間に計画期間とします。

計画の期間

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
朝来市子ども・子育て支援事業計画					第 2 期朝来市子ども・子育て支援事業計画				

子ども・子育て支援をめぐる国の主な動向

時期	取組	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間において重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせ持った施設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布
平成 26 年 (2014 年)	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布	法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長

時期	取組	内容
平成 26 年 (2014 年)	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行するための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年 (2016 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年 (2017 年)	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等による非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、認可保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年 (2018 年)	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年 (2019 年)	子ども・子育て支援法の一部改正の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、認可保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

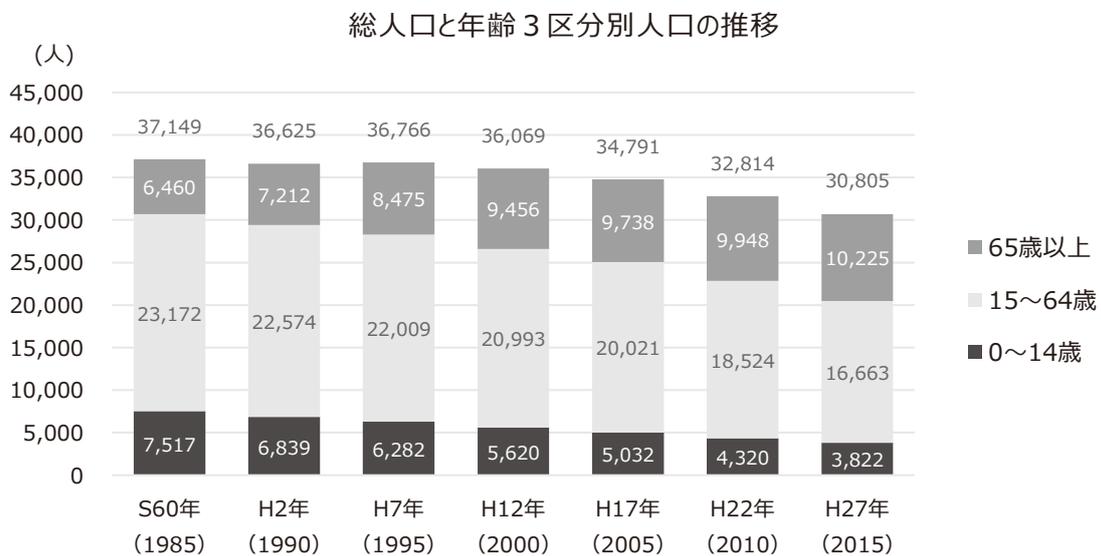
第2章 子どもと子育て家庭のようす

1. 朝来市における概況

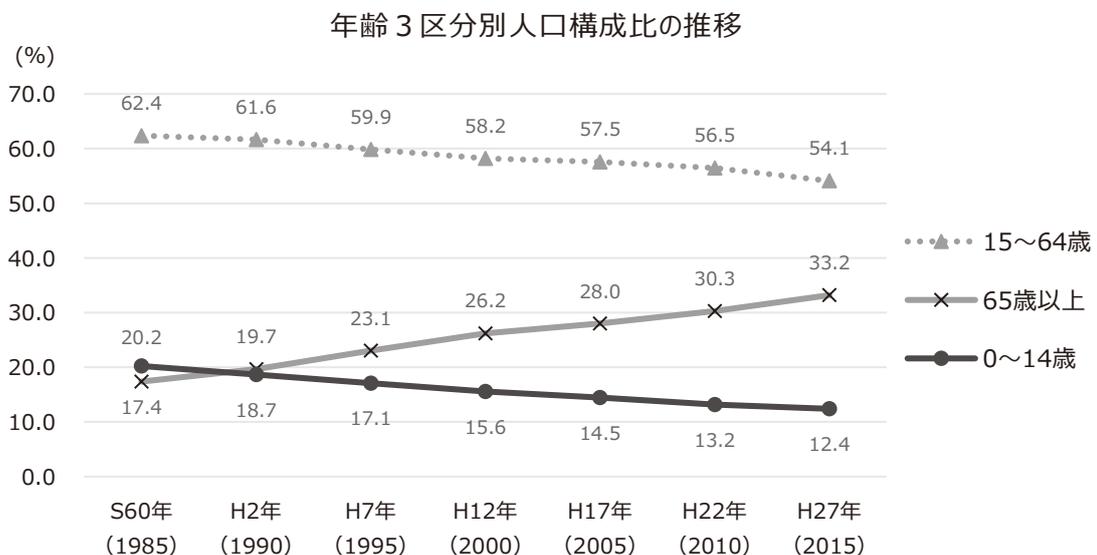
(1) 総人口と年齢3区分別人口

本市の総人口は、昭和60年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、平成17年以降減少傾向が続いており、平成27年の時点では30,805人となっています。こうした中、0～14歳（年少人口）は減少し、その一方で65歳以上（高齢人口）は増加するといった、いわゆる少子高齢化が進行しています。

人口構成比をみると、0～14歳と65歳以上の割合は平成2年に逆転し、平成27年時点で0～14歳は総人口の12.4%となっています。



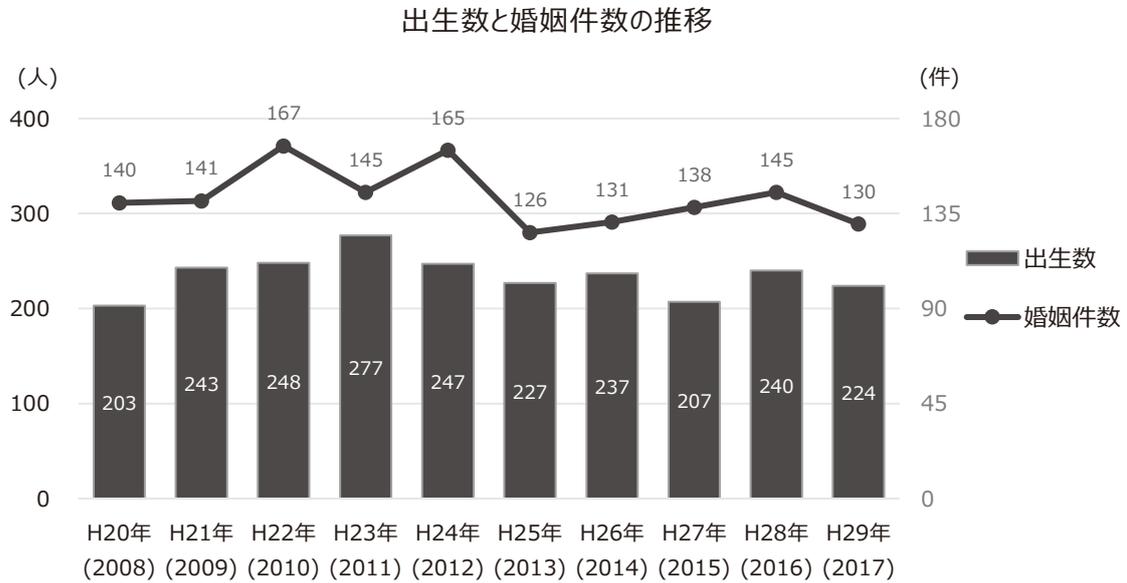
資料：国勢調査（年齢不詳を除く）



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

(2) 出生数と婚姻件数の推移

本市の出生数は、近年 200 人強で推移しています。婚姻件数は平成 29 年の時点で 130 件となっています。

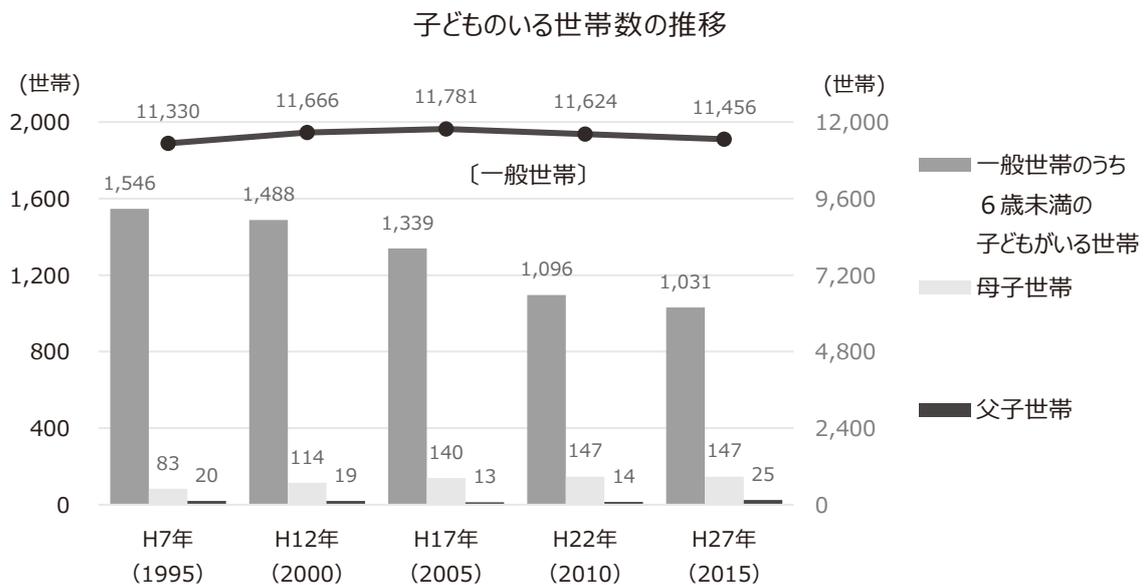


資料：兵庫県保健統計年報

(3) 子どものいる世帯数の推移

一般世帯はほぼ横ばいで推移していますが、子どもの人口の減少とともに 6 歳未満の子どもがいる世帯も減少しています。

ひとり親家庭のうち、母子世帯は 150 世帯前後、父子世帯は 20 世帯前後と大きな変化はみられません。



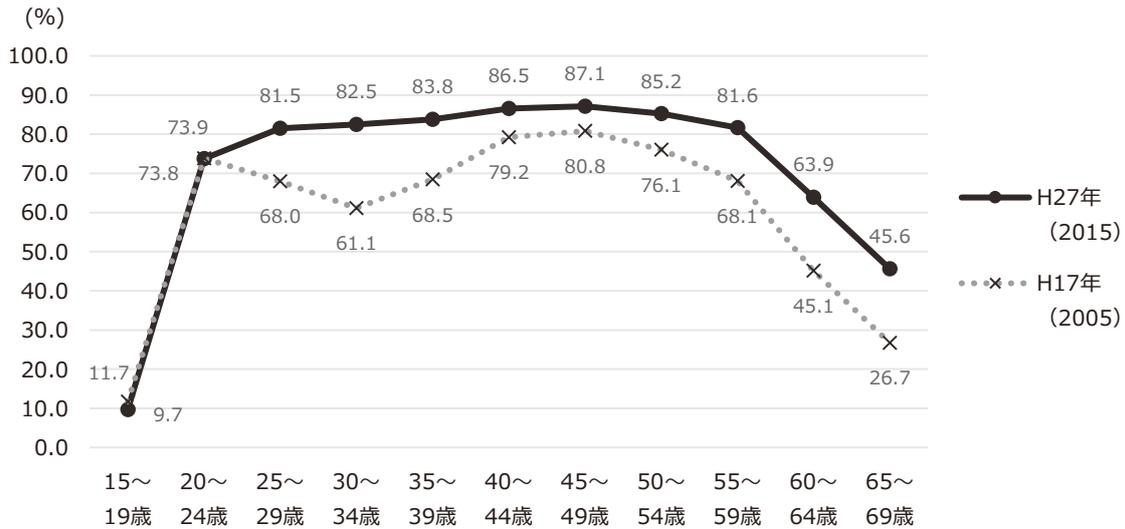
資料：国勢調査

(4) 子育て期の女性の就業率の推移

本市の女性の就業率は、いわゆる“M字カーブ”を描いていましたが、平成27年の時点ではM字はほぼ解消され、25～59歳までの就業率は80%を超えています。

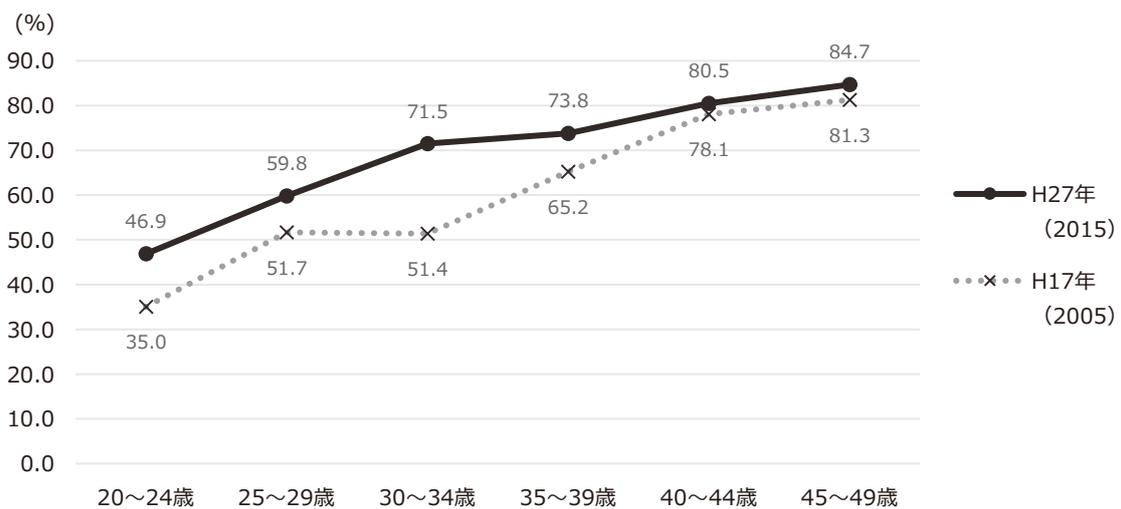
子育て期の女性（有配偶者）における就業率をみると、平成27年における30～34歳の就業率は、平成17年に比べて20ポイント高くなっています。

女性の就業率の推移



資料：国勢調査

子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移



資料：国勢調査

(5) 市内の主な教育・保育施設等

本市は、就学前児童を対象とした教育・保育施設では、11か所の認定こども園と2か所の認可保育園があります。小学生児童を対象とした学童クラブ（放課後児童クラブ）は、11か所あります。

市内の認定こども園・認可保育園一覧

	施設名	施設区分
公立	生野こども園	認定こども園
	糸井こども園	認定こども園
	大蔵こども園	認定こども園
	東河こども園	認定こども園
	竹田こども園	認定こども園
	中川こども園	認定こども園
	山口こども園	認定こども園
私立	ひまわりこども園	認定こども園
	枚田みのり保育園	認定こども園
	めばえのにわ保育園	認可保育園
	やなせこども園	認定こども園
	あわが保育園	認可保育園
	照福こども園	認定こども園

市内の学童クラブ（放課後児童クラブ）一覧

	施設名	施設区分	校区
公立	生野学童クラブ	口銀谷ふれあいセンター内	生野校区
	糸井学童クラブ	糸井小学校内 トレーニングルーム	糸井校区
	大蔵学童クラブ	旧大蔵幼稚園内	大蔵校区
	和田山学童クラブ	旧和田山幼稚園内	枚田校区
	東河学童クラブ	旧東河幼稚園内	東河校区
	竹田学童クラブ	竹田小学校内 1階	竹田校区
	山東学童クラブ	山東老人福祉センター内	梁瀬校区
	中川学童クラブ	中川こども園内 2階	中川校区
	山口学童クラブ	旧山口幼稚園内	山口校区
私立	照福放課後児童クラブ	照福こども園内	梁瀬校区
	枚田みのり放課後児童クラブ	枚田みのり保育園内	枚田校区

(6) 市内にある小学校・中学校

本市には、9つの小学校と4つの中学校が設置されています。

市内の小学校・中学校一覧

	学校名	所属区域
小学校	生野小学校	生野1区～6区、上生野、白口、円山、小田和、菖蒲沢、北真弓、南真弓、川尻、栃原、生野新町、奥銀谷、小野、緑ヶ丘（生野）、竹原野、黒川、猪野々
	糸井小学校	林垣、緑ヶ丘（和田山）、秋葉台1区～4区、寺内、万葉台、高生田、室尾、市場、和田、竹ノ内、内海、朝日
	大蔵小学校	寺谷、東谷、平野（和田山）、土田、西土田、宮田、高瀬、法道寺、岡、芳賀野、宮内、高田
	枚田小学校	和田山上町、和田山京口、和田山本町、和田山新町、枚田、市御堂、比治、法興寺、立ノ原、枚田岡、玉置、桑原、柳原、駅北、駅前
	東河小学校	白井、宮、久田和、東和田、中、野村、岡田、弥生が丘1区～2区
	竹田小学校	竹田下町、米屋町、観音町、竹田中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、三波、久留引、加都、筒江、久世田、城南台、殿、藤和
	梁瀬小学校	滝田、大垣、矢名瀬下町、矢名瀬中町、川原町、上ゲ町、新堂、大内、塩田、野間、田ノ口、金浦、末歳、諏訪、大月、向大道、楽音寺、清水町、小谷、田中、西地、西谷、比叡、東、柴、一品、上早田、早田、和賀、柁木、溝黒、山歳、喜多垣、迫間、与布土、森、三保、越田、柿坪
	中川小学校	物部、桑市、立脇、愛タウン、多々良木、石田、伊由市場、澤、山内、納座、川上
	山口小学校	山口、立野、新井1区～3区、八代、上八代、山本、土肥、老波、佐中、平野（朝来）、神子畑、羽渕、口田路、中田路、奥田路、元津、上岩津
中学校	生野中学校	生野小学校区全域
	和田山中学校	糸井小学校区全域、大蔵小学校区全域、枚田小学校区全域、東河小学校区全域、竹田小学校区全域
	梁瀬中学校	梁瀬小学校区全域
	朝来中学校	中川小学校区全域、山口小学校区全域

(7) 総人口と児童数の推計

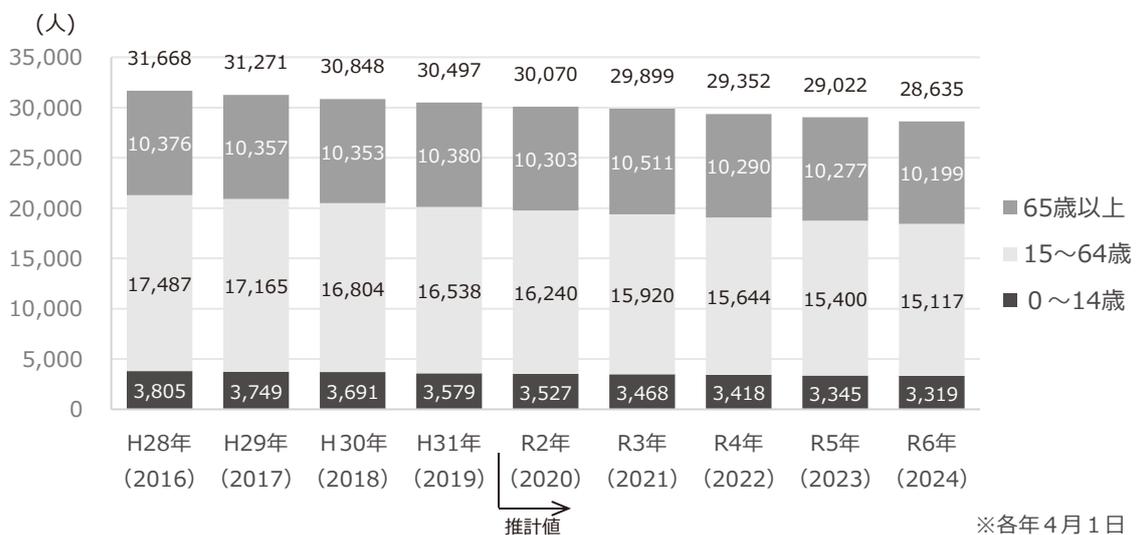
本市の将来人口は、住民基本台帳人口の結果を用いて各歳による変化率（例：1歳の人口が翌年2歳になるときの人数の動き）、出生数の動向等を踏まえて算出しました。

その結果、総人口は、今後も減少傾向が続き、本計画の最終年度となる令和6年には28,635人に、うち0～14歳は3,319人になると推計されています。

特に0～5歳人口（未就学児童と設定）は、令和6年の時点で1,204人に、平成31年と比べて130人程度の減少が予想されています。

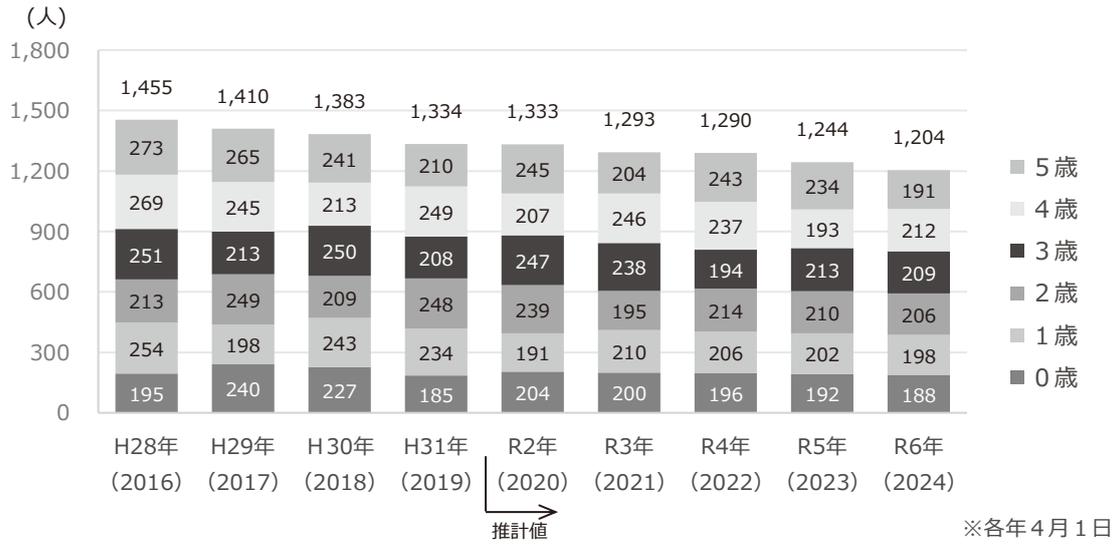
6～11歳（小学生児童と設定）も減少の傾向が続き、令和6年の時点で1,378人になることが見込まれています。

総人口と年齢3区分別人口の推計結果



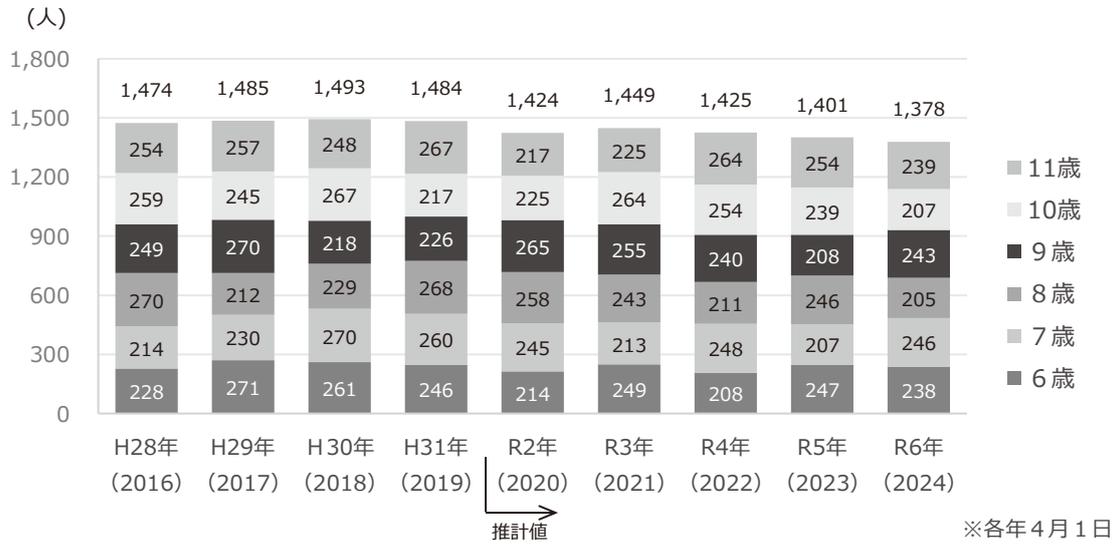
資料：H28～H31年は住民基本台帳
R2年以降は朝来市子ども育成課による推計

0～5歳人口の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳
R2年以降は朝来市こども育成課による推計

6～11歳人口の推計結果



資料：H28～H31年は住民基本台帳
R2年以降は朝来市こども育成課による推計

2. ニーズ調査からみる子育ての状況

(1) 調査の実施概要

令和2年度を初年度とする「第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、本市における教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために調査を実施しました。

調査票の種類と調査方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①就学前児童		
就学前児童（0～6歳）の保護者	全数調査	利用施設を通じた配布・回収 （一部郵送もあり）
②小学生児童		
小学生児童（1～6年生）の保護者	全数調査	小学校を通じた配布・回収

【調査期間】平成31年1月～2月

【調査対象地区】市内全域

調査票の配布・回収結果

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	1,625	1,195	4	1,191	73.3%
②小学生児童	1,532	1,228	4	1,224	79.9%
総計	3,157	2,423	8	2,415	76.5%

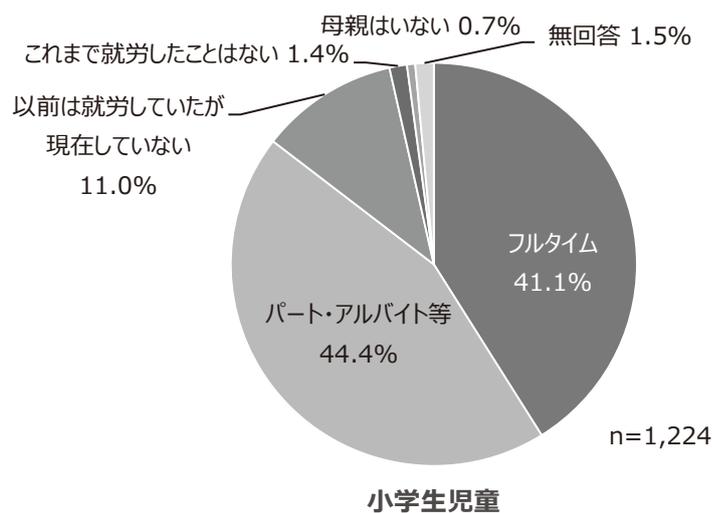
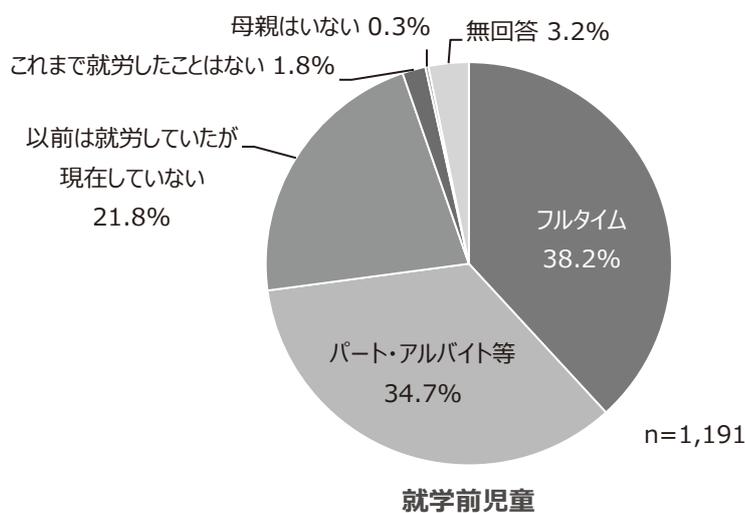
※白票等には集計対象の期間を過ぎて提出された分も含む

(2) 主な調査結果

① 母親の就労状況

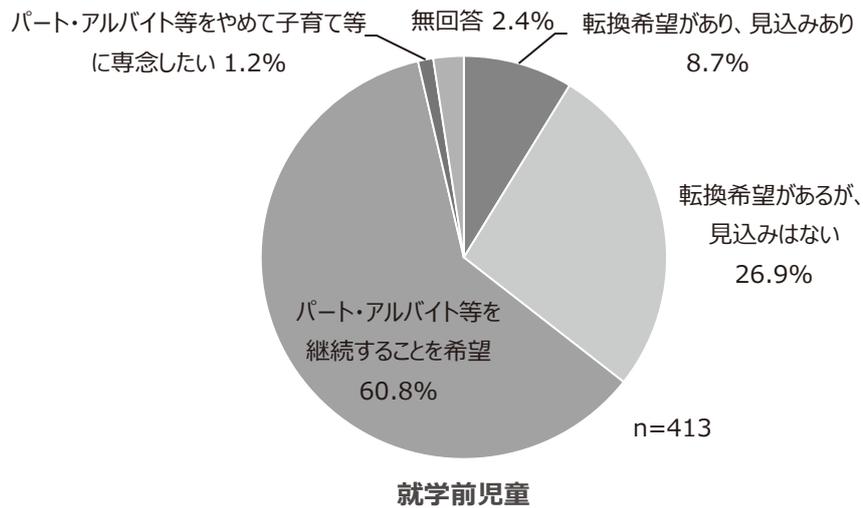
就学前児童の状況では、「フルタイム」が38.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(34.7%)、「以前は就労していたが現在していない」(21.8%)、「これまで就労したことはない」(1.8%)と続いています。

小学生児童の状況では、「パート・アルバイト等」が44.4%と最も高く、次いで「フルタイム」(41.1%)、「以前は就労していたが現在していない」(11.0%)、「これまで就労したことはない」(1.4%)と続いています。



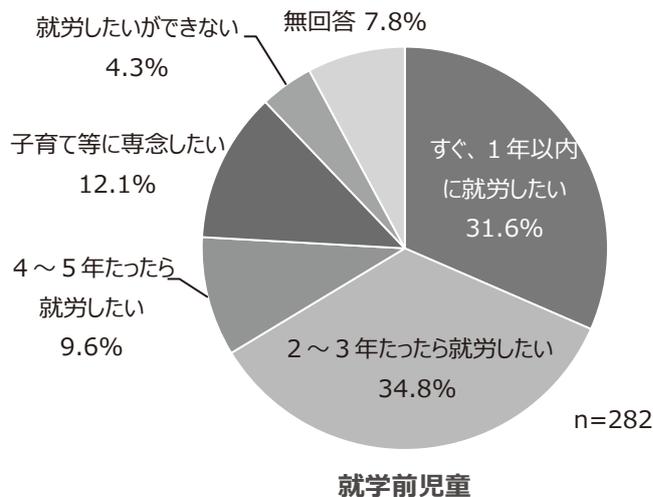
②パート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望

現在、パート・アルバイト等の形態で就労している就学前児童の母親について、「パート・アルバイト等を継続することを希望」が 60.8%と最も高く、次いで「転換希望があるが、見込みはない」(26.9%)、「転換希望があり、見込みあり」(8.7%)、「パート・アルバイト等をやめて子育て等に専念したい」(1.2%)の順となっています。



③現在、就労していない母親の今後の就労意向

現在、就労していない就学前児童の母親について、「2～3年たったなら就労したい」が 34.8%と最も高く、次いで「すぐ、1年以内に就労したい」(31.6%)、「子育て等に専念したい」(12.1%)、「4～5年たったなら就労したい」(9.6%)と続いています。



④現在の家庭類型

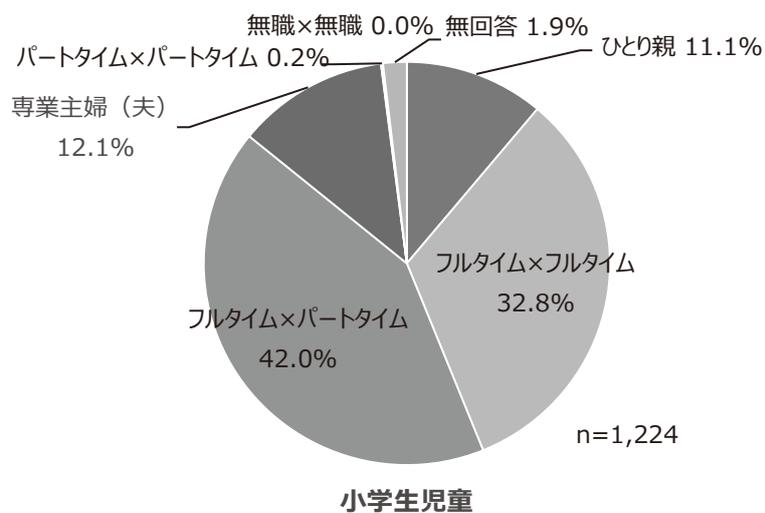
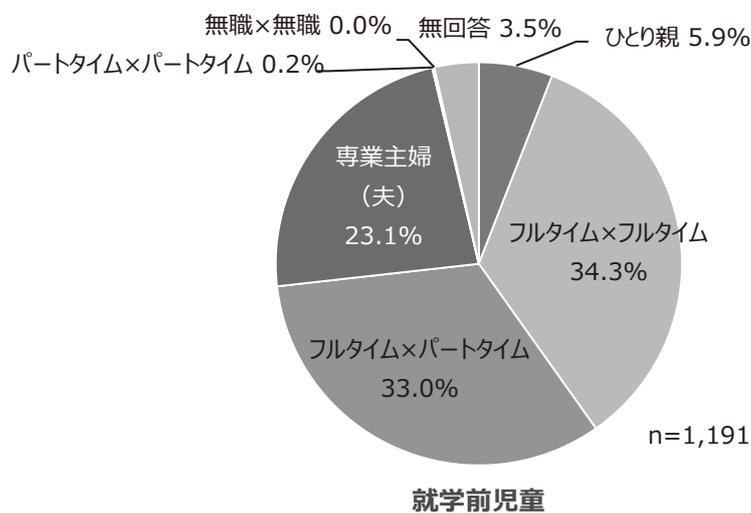
就学前児童では、「フルタイム×フルタイム」が34.3%と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」(33.0%)、「専業主婦(夫)」(23.1%)、「ひとり親」(5.9%)、「パートタイム×パートタイム」(0.2%)と続いています。

小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が42.0%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」(32.8%)、「専業主婦(夫)」(12.1%)、「ひとり親」(11.1%)、「パートタイム×パートタイム」(0.2%)と続いています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型(就労形態の組み合わせ)を算出

※アルバイトはパートタイムに含む

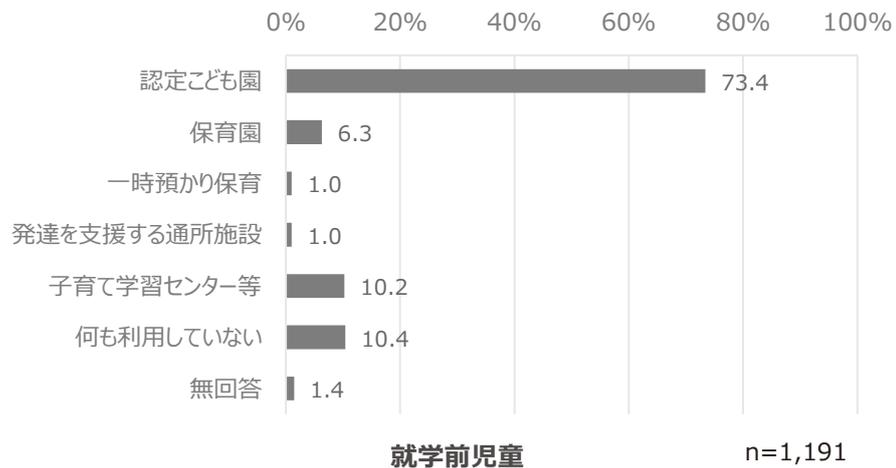
※産休・育休・介護休業中は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む



⑤現在利用している教育・保育事業等

「認定こども園」が73.4%と最も高く、次いで「何も利用していない」(10.4%)、「子育て学習センター等」(10.2%)、「保育園」(6.3%)と続いています。

年齢ごとにみると、3歳以上では「認定こども園」が90%を超えています。家庭類型ごとでみると、「子育て学習センター等」は専業主婦(夫)が34.2%となっています。



就学前児童 年齢ごと 平日 利用しているサービス (単位：%)

<回答者数>	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	1,191	216	181	168	196	182	214
認定こども園	73.4	31.5	55.8	73.2	93.4	94.5	93.9
保育園	6.3	6.9	10.5	8.9	3.6	3.8	4.7
一時預かり保育	1.0	1.9	2.2	1.2	0.0	0.5	0.0
発達を支援する通所施設	1.0	0.0	0.0	0.6	1.0	3.3	1.4
子育て学習センター等	10.2	25.0	21.0	10.1	3.1	2.7	0.9
何も利用していない	10.4	36.6	13.8	7.7	1.0	1.1	0.0
無回答	1.4	2.3	0.0	1.2	1.5	0.5	1.4

※回答者数の単位は人

就学前児童 家庭類型ごと 平日 利用しているサービス (単位：%)

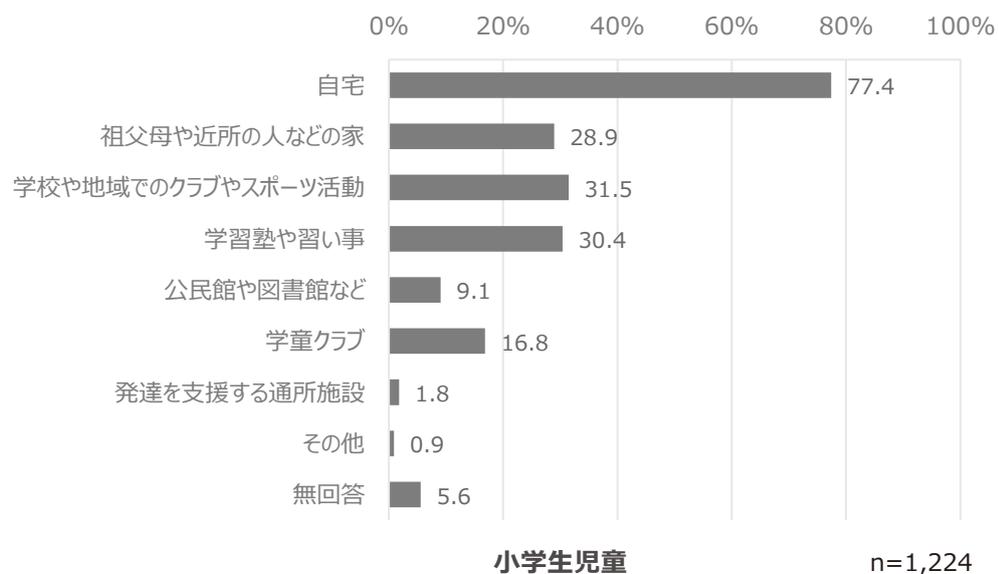
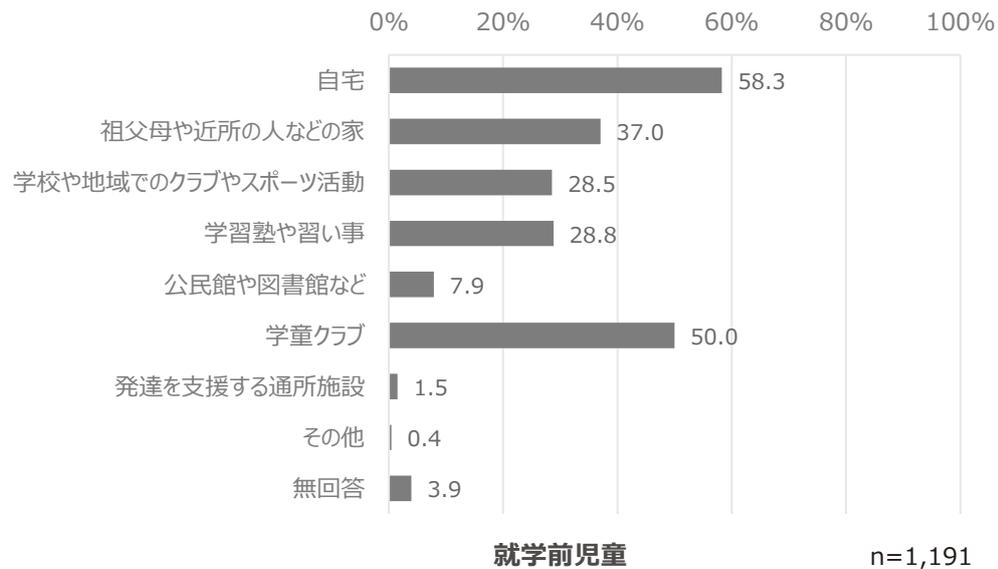
<回答者数>	全体	ひとり親	フルタイム フルタイム	フルタイム パート	専業主婦 (夫)	パート パート	無職 無職
	1,191	70	409	393	275	2	0
認定こども園	73.4	81.4	79.5	87.0	44.7	50.0	0.0
保育園	6.3	11.4	8.3	6.6	1.8	0.0	0.0
一時預かり保育	1.0	1.4	0.5	0.5	2.2	0.0	0.0
発達を支援する通所施設	1.0	0.0	0.2	1.8	1.5	0.0	0.0
子育て学習センター等	10.2	0.0	4.6	2.0	34.2	0.0	0.0
何も利用していない	10.4	2.9	6.8	4.1	23.6	50.0	0.0
無回答	1.4	4.3	1.5	0.3	1.8	0.0	0.0

※回答者数の単位は人

⑥放課後、子どもを過ごさせたい場所

就学前児童（小学校就学後の意向）では、「自宅」が58.3%と最も高く、次いで「学童クラブ」（50.0%）、「祖父母や近所の人などの家」（37.0%）、「学習塾や習い事」（28.8%）と続いています。

小学生児童では、「自宅」が77.4%と最も高く、次いで「学校や地域でのクラブやスポーツ活動」（31.5%）、「学習塾や習い事」（30.4%）、「祖父母や近所の人などの家」（28.9%）と続いています。



就学前児童 年齢ごと 過ごさせたい場所

(単位：%)

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
<回答者数>	1,191	216	181	168	196	182	214
自宅	58.3	58.8	53.6	63.1	58.7	64.3	52.8
祖父母や近所の人などの家	37.0	43.1	43.1	35.1	37.2	32.4	34.1
学校や地域でのクラブやスポーツ活動	28.5	39.4	38.1	28.0	26.0	25.8	17.3
学習塾や習い事	28.8	36.1	31.5	23.8	27.6	31.3	22.0
公民館や図書館など	7.9	9.7	13.3	6.5	7.1	6.6	5.1
学童クラブ	50.0	45.4	48.1	54.8	51.0	47.3	55.1
発達を支援する通所施設	1.5	0.5	1.1	1.8	1.0	3.8	1.4
その他	0.4	0.5	0.0	0.0	1.0	0.5	0.5
無回答	3.9	3.7	3.3	3.0	5.6	2.2	3.7

※回答者数の単位は人

小学生児童 学年ごと 過ごさせたい場所

(単位：%)

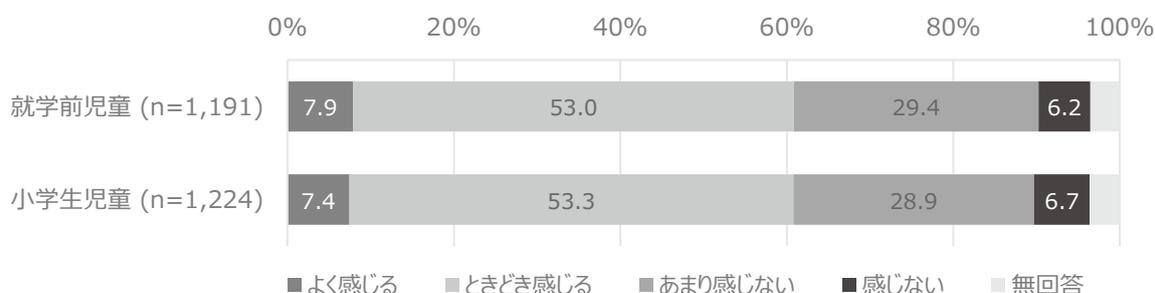
	全体	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
<回答者数>	1,224	206	246	185	188	199	174
自宅	77.4	72.3	69.9	80.5	79.8	82.4	82.2
祖父母や近所の人などの家	28.9	28.6	26.8	34.6	31.9	30.2	23.6
学校や地域でのクラブやスポーツ活動	31.5	22.3	28.5	33.0	42.0	30.7	34.5
学習塾や習い事	30.4	28.2	28.5	29.2	34.0	34.2	28.2
公民館や図書館など	9.1	8.7	6.9	8.1	11.2	10.1	10.3
学童クラブ	16.8	35.4	28.0	16.2	9.6	4.5	2.9
発達を支援する通所施設	1.8	2.9	1.2	2.2	2.7	1.0	1.1
その他	0.9	0.5	1.2	1.1	1.1	1.0	0.6
無回答	5.6	2.4	6.1	5.4	4.8	6.5	6.9

※回答者数の単位は人

⑦不安や負担を感じることの状況

就学前児童では、「ときどき感じる」が 53.0%と最も高く、次いで「あまり感じない」(29.4%)、「よく感じる」(7.9%)、「感じない」(6.2%)の順となっています。

小学生児童では、「ときどき感じる」が 53.3%と最も高く、次いで「あまり感じない」(28.9%)、「よく感じる」(7.4%)、「感じない」(6.7%)の順となっています。

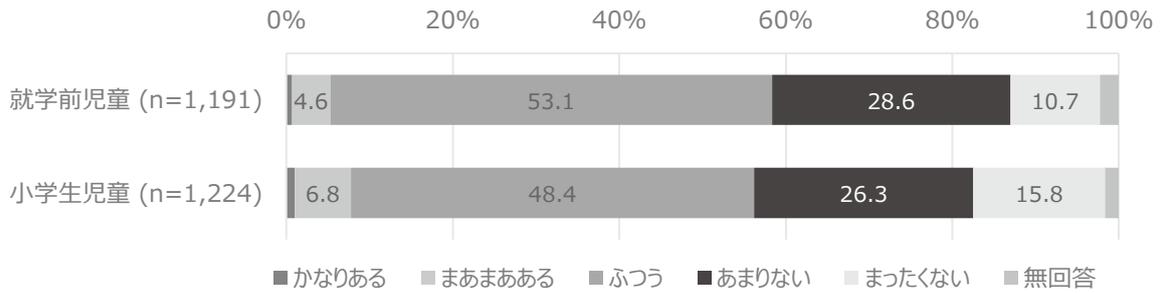


就学前児童・小学生児童

⑧生活の経済的なゆとりの状況

就学前児童では、「ふつう」が53.1%と最も高く、次いで「あまりない」(28.6%)、「まったくない」(10.7%)、「まあまあある」(4.6%)と続いています。

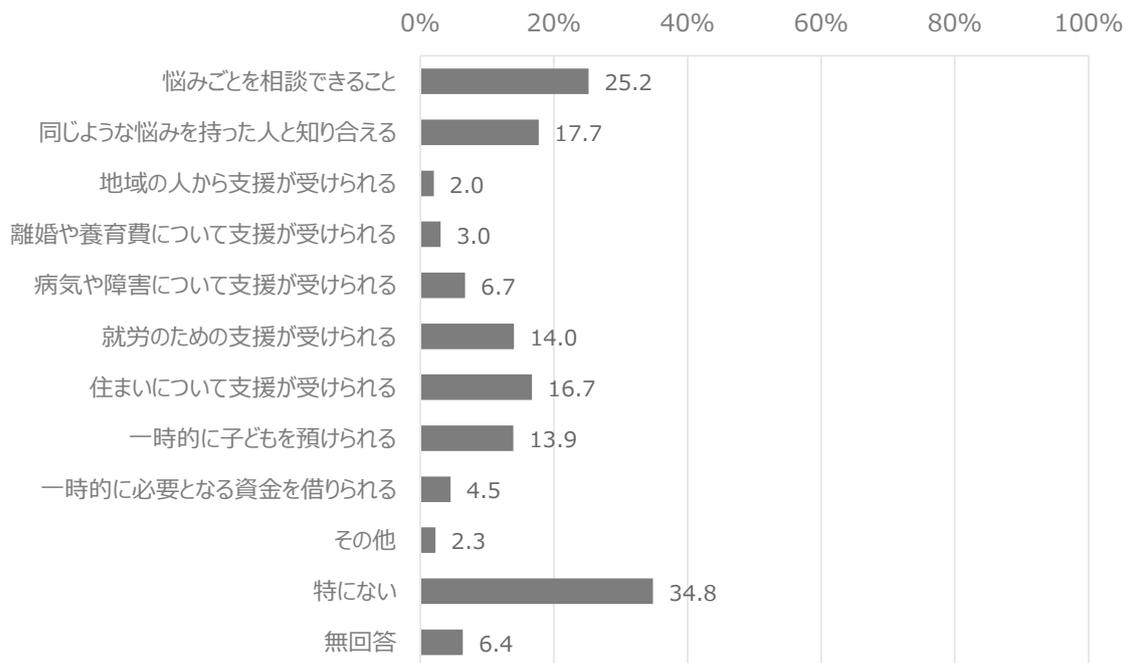
小学生児童では、「ふつう」が48.4%と最も高く、次いで「あまりない」(26.3%)、「まったくない」(15.8%)、「まあまあある」(6.8%)と続いています。家庭類型ごとにみると、ひとり親の「まったくない」は40.4%とほかに比べて高くなっています。



就学前児童・小学生児童

⑨必要としている、重要だと思う支援

就学前児童では、「特にない」が34.8%と最も高く、そのほかでは「悩みごとを相談できること」(25.2%)、「同じような悩みを持った人と知り合える」(17.7%)、「住まいについて支援が受けられる」(16.7%)、「就労のための支援が受けられる」(14.0%)と続いています。



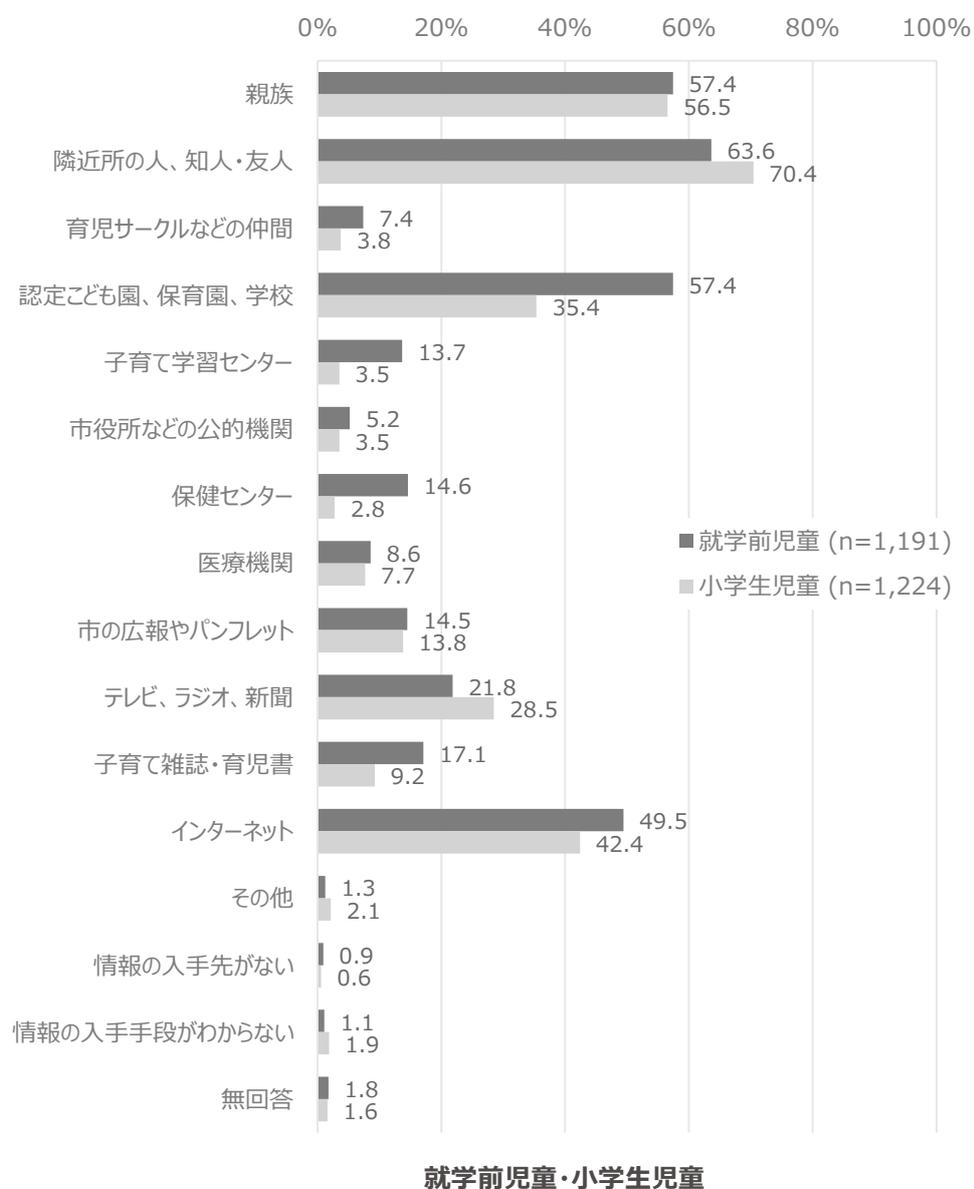
就学前児童

n=1,191

⑩子育てに役立つ情報の入手先

就学前児童では、「隣近所の人、知人・友人」が63.6%と最も高く、次いで「親族」(57.4%)、「認定こども園、保育園、学校」(57.4%)、「インターネット」(49.5%)、「テレビ、ラジオ、新聞」(21.8%)と続いています。家庭類型ごとにみると、専業主婦(夫)の「子育て学習センター」は40.4%と高くなっています。

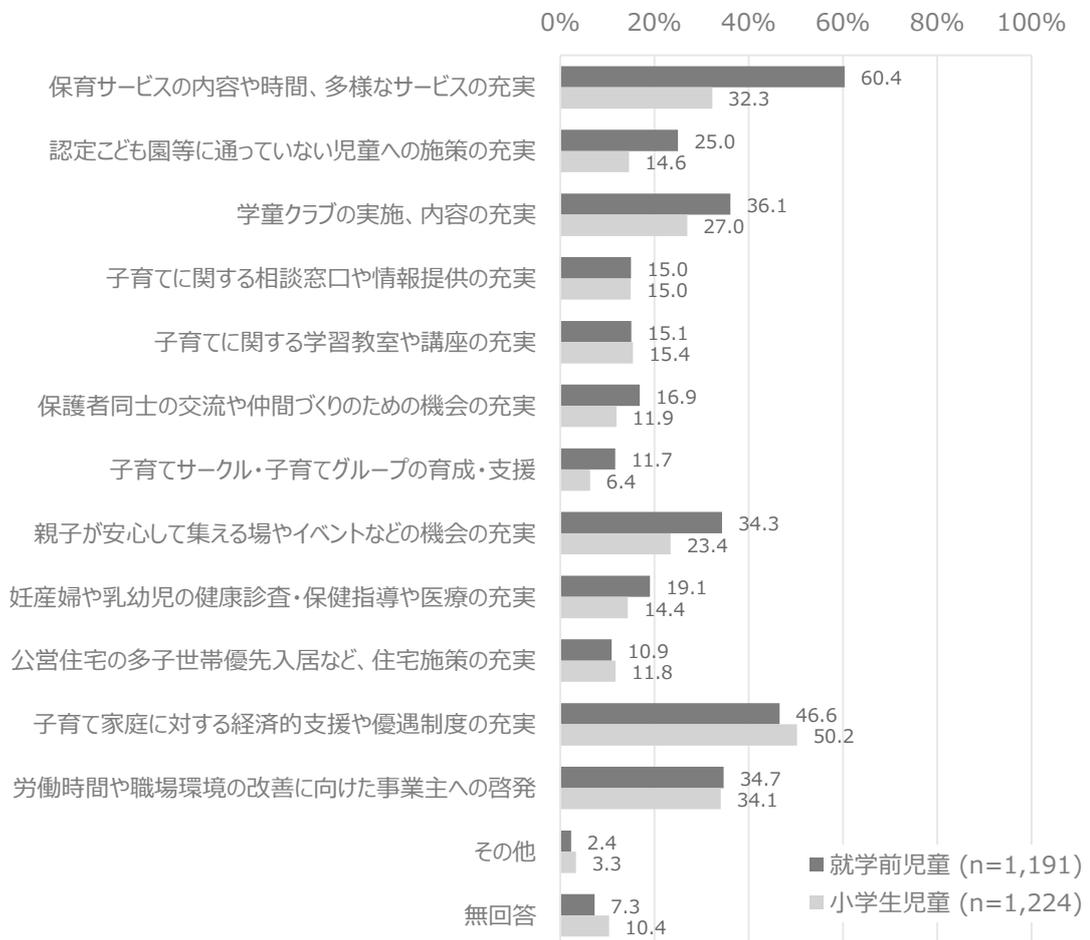
小学生児童では、「隣近所の人、知人・友人」が70.4%と最も高く、次いで「親族」(56.5%)、「インターネット」(42.4%)、「認定こども園、保育園、学校」(35.4%)、「テレビ、ラジオ、新聞」(28.5%)と続いています。



⑪ 今後、必要と思う子育て支援

就学前児童では、「保育サービスの保育内容や利用時間、多様なサービスの充実」が60.4%と最も高く、次いで「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」(46.6%)、「学童クラブの実施、内容の充実」(36.1%)、「労働時間や職場環境の改善に向けた事業主への啓発」(34.7%)、「親子が安心して集える場やイベントなどの機会の充実」(34.3%)と続いています。

小学生児童では、「子育て家庭に対する経済的支援や優遇制度の充実」が50.2%と最も高く、次いで「労働時間や職場環境の改善に向けた事業主への啓発」(34.1%)、「保育サービスの保育内容や利用時間、多様なサービスの充実」(32.3%)、「学童クラブの実施、内容の充実」(27.0%)、「親子が安心して集える場やイベントなどの機会の充実」(23.4%)と続いています。



就学前児童・小学生児童

3. 子ども・子育てに関する主な課題

統計データやニーズ調査の結果、現場における子どもや子育て家庭のようすなどから、本市における子ども・子育て支援施策の今後の検討課題を次のように整理します。

それぞれの要素からみた課題等

統計データから	ニーズ調査結果から
<ul style="list-style-type: none"> • 総人口が減少する中、子どもの人口も減少がみられ、子ども同士がふれあう機会を積極的に創出する必要があります。 • 地域で子どもや子育て家庭を見守っていくためには、市の人口の3割を占める高齢者の活力を生かしていくことが重要です。 • 若者同士の出会いを支援するなど、幅広い取組が必要です。 • 女性の就労意識の高まりを踏まえ、仕事と子育ての両立を支援するなど、多様化するニーズに応えるサービスが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> • 将来的には就労したい母親も多く、働きたいときに子どもを安心して預けられるサービスが求められています。 • 3歳未満児など、認定こども園や保育園を利用していない子どもとその保護者への支援も重要です。 • 就学前児童の保護者は、小学校に就学したら学童クラブを利用したいという意向が強く、子どもたちの居場所づくりに注力する必要があります。 • 子育てについて、何らかの不安や負担を感じている保護者は多く、的確に情報を提供したり、気軽に相談できる体制が求められています。 <p>保育サービスや学童クラブ、経済的支援の充実のほか、親子が安心して集える場やイベントなどの充実を求めるニーズが高くなっています。</p>

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

朝来市は、認定こども園の設置や乳幼児から高校生までの医療費を助成する制度の実施など、子どもと子育て家庭の支援に取り組んできました。子どもは未来の「社会」を担う要であり、次代を形づくるさまざまな可能性や能力を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれながら、子どもたちがふれあいと心豊かな時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことができる環境づくりが重要です。

しかし、今日の子どもを取り巻く状況を見ると、子ども同士のふれあいの減少、いじめ、非行等の問題行動やひきこもり・不登校の発生、子どもを狙った犯罪や子どもが加害者となる犯罪の増加など、子どもに関わるさまざまな問題が起こっています。

一方、子育ての状況に目を向けると、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、子育てに対する負担感・不安感の増大、児童虐待の増加など、「子育て」に関わる環境の変化や深刻な問題が起こっています。こうした子どもや子育てを取り巻くさまざまな問題は、子どもの笑顔を曇らせ、健やかな成長を阻害しているだけでなく、親世代に出産や子育てをためらわせる一因ともなっています。

このような状況の中、誰もが安心して子どもを生き育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境をつくることは、朝来市にとって非常に大きな課題であると思われます。子ども・子育て支援にあたっては、まず保護者が「親としての自覚」を持ち、愛情を持って子育てを行うことが何よりも大切ですが、それとともに、地域や学校、事業者、行政などが一体となって「子育て」の支援に取り組み、子どもたちの笑顔をみんなで喜びあえるような社会にしていく必要があります。

こうした考え方に基づき、本計画の基本理念については、次のとおり定めます。

子ども・家庭・地域を笑顔でつつむ

子育て・子育て応援のまち 朝来

2. 基本的な視点

本計画では、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

視点1

健やかな子どもの成長 を第一に考えます

朝来市のすべての子どもは、次代を担う人材であると同時に、現代社会を大人とともに構成する一員でもあります。

子どもは、個人として尊重され、多くの人とふれあう中で、多様な関わり方や多様な分野をお互いに認めあい、のびのびと遊び、自ら考え学びながら、自己の存在価値や他者への思いやりなどを培っていきます。大人は、子どもの試行錯誤を見守りながら、適切な援助を行い、子どもが主体的に行動できる場をつくり出すことが大切です。こうした考えのもと、ゆとりを持って子どもと関われるよう、子育て中の働き方や父母の担う役割、子育て家庭を見守る地域のあり方などを見直し、まちの宝である子どもたちが健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで推進します。

また、AIの発達などにより予測不可能な未来が待つこれからの社会を乗り越える心の豊かさと、時代を切り開くたくましさを兼ね備えた健やかな子ども自身の育ちを第一に考えます。

視点2

子どもと子育て家庭を 社会全体で支えます

子育ては、保護者に第一義的責任があります。しかし、子育ては次代の担い手を育成していく営みであり、国や地方公共団体はもとより、事業者や地域社会も含めた社会全体で協力して取り組むべき課題です。

また、子育てに関わるさまざまな負担や不安を軽減し、保護者が喜びを実感しながらいきいきと子育てができることが望まれます。

このため、子ども・子育て関連3法や次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえ、各種施策・事業の実施にあたっては、子育ての負担・不安等を軽減するという視点を重視し、地域社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支えていきます。

視点3

ネットワークを組んで 取り組みます

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、PTA、地域自治協議会、子育てサークルなどの地域活動団体のほか、民生委員・児童委員などが活動しています。

地域にあるさまざまな主体がパートナーシップを持って、子どものための時間・空間・仲間をつくり出していくことが求められ、そのためには子育て意識の醸成や活動を応援する取組も重要です。

こうした子どもの育成活動を通じて、地域における子育て力を高め、子どもをみんなで見守り、安全・安心な環境づくりのため、ネットワークの強化を図ります。

視点4

地域の特性に配慮し た子育て支援を進めま す

本市は南北約32km・東西約24kmの範囲に広がり、その広大な市域には豊かな自然があります。子どものときから地域の自然に親しむ経験をすることで、環境に関心を持ち理解を深め、命あるものとふれあう中での活動を通して、自然や生命を大切にする心を育みます。

本市を構成するそれぞれの地域はこれまで培ってきた長い歴史を持ち、伝統文化や産業構造、保健福祉・教育に関わる社会資源など、子どもと子育てを取り巻く環境には地域ごとに特色があります。伝統文化や芸能の体験など、地域の行事に地域の一員として参加することで、ふるさと朝来に愛着を持つことが期待されます。

また、子育て支援施策の推進にあたっては、可能な限り各地域の特性を考慮しながら、必要な施策をバランスよく展開し、すきなまち朝来で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

3. 計画の基本目標と体系

基本目標 1 子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域において、子どもや子育て支援に対する理解を深めるとともに、子育て力を高め、子どもたちがのびのび育つ環境づくりを進めます。

また、障害・虐待・養育が困難な家庭等、配慮を必要とする子どもや子育て家庭について、ネットワークを組んで支援します。

基本目標 2 子育て家庭の親と子の心身の健康を支える環境づくり

子育てに対する不安を軽減し安心していきいきと子育てができ、子どもに愛情が注げるよう、母子保健事業をはじめ子育て家庭、次代を担う子どもたちを対象とした保健事業の充実に努めます。

基本目標 3 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力を育ていけるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点で教育環境の充実に努めます。

基本目標 4 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

子育て家庭の就労状況や種々の事情に対応したさまざまな教育・保育サービス等の提供により、子育て家庭の負担を軽減します。

また、子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備・改善に努めます。

第4章 施策の内容

1. 子育て家庭を地域で支えるまちづくり

(1) 地域ぐるみの子育て意識の向上

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育て支援に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報紙やホームページへの関連情報の掲載、啓発冊子の作成・配布、学校、講演会などを通じて、地域における子育て支援の意識の啓発に努めます。 	社会福祉課 地域医療・健康課 学校教育課 こども育成課
地域における子育て支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各種行事における交流など、認定こども園・保育園・子育て学習センター・学校と地域自治協議会や各種住民組織との日常的な交流・連携を図り、子どもの育成を地域で見守り、支援していく体制づくりを推進します。 地域自治協議会を中心に地域学校協働本部を設置するとともに、小学生を中心とした活動を推進します。 	学校教育課 生涯学習課 こども育成課
子育て支援ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体と連携して養成講座を開催するなど、子育て支援ボランティアの活動支援に努めます。とりわけ子育て経験の豊かな人や高齢者の積極的な参加を促進します。 ボランティアが活動できる場を検討していきます。 	社会福祉課

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育て支援拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 民間の認定こども園・保育園で地域子育て支援拠点事業、公立の認定こども園での子育て広場の開催、子育て学習センターで子育て支援活動を実施します。 認定こども園や保育園に通っていない就学前児童とその保護者に対し、園舎や園庭を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談・交流の場を提供します。 	こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育てや家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付時、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、市広報、市ホームページ、市子育てガイドブックなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供や相談支援に努めます。 保健・福祉・教育等に関する行政窓口をはじめ、認定こども園、保育園、子育て学習センター等の関係施設において、電話や窓口等によるきめ細かな相談支援に努めます。 	地域医療・健康課 学校教育課 こども育成課
子育てや家庭教育に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦、乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室や講座を開催し、子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。 子育てに関する不安や悩みを解消・軽減するため、認定こども園、保育園、小学校、中学校、PTAと連携し、親子交流や家庭教育に関する学習機会を充実します。 	こども育成課 学校教育課 地域医療・健康課
子育て学習グループ等の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業を通じて保護者同士の交流を促進するとともに、子育てサークルの育成に向け、情報や活動の場の提供などの活動支援を行います。 	こども育成課
ブックスタート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア等の協力のもと、子育て学習センター、認定こども園、保育園で本の読み聞かせを実施します。子どもたちが自主的に、読書活動ができるよう、就学前からの読書週間の確立を目指し、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高めるとともに、親子のふれあいを促進し、幼児期から絵本に親しむことや読み聞かせの大切さについて、啓発を行います。 	こども育成課 生涯学習課
地域活動を通じた家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織の行事等による親と子のふれあい、家族間や世代間交流を積極的に推進し、子ども同士、保護者同士の仲間づくりを進めるとともに、家庭教育に関する情報交換や悩み・不安の共有など、共に支えあいながら子育てが行える環境づくりを図ります。 	各支所 和田山地域振興課 学校教育課 生涯学習課

(3) 配慮を必要とする子育て家庭の親と子の支援

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
要保護児童対策地域協議会の推進	<ul style="list-style-type: none"> 朝来市要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、こども家庭センター、県健康福祉事務所等の関係機関との連携を強化し、要保護児童等の早期発見から発見後のフォローまで総合的な対応に努めます。 協議会の充実に向けて、関係機関による情報共有、研修等の参加による職員の専門性の強化等に取り組みます。 	社会福祉課
児童虐待相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙やパンフレットなどの媒体を活用し、児童虐待防止に関する情報を提供し、市民の関心を喚起します。 乳幼児健診や訪問指導などの母子保健事業、民生委員・児童委員による訪問活動などを通じて子育て不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見や虐待防止に取り組みます。 子育て、養護、虐待、非行、ひきこもり等、子どもに関するさまざまな悩みや不安などの相談窓口を設置し相談対応に努めるとともに、児童虐待や子育てに関する相談活動の充実を努めます。 	社会福祉課 地域医療・健康課
障害の早期発見、早期療育	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や健診後のフォローのための集団教室等により、発達の遅れや心身に障害を持つ乳幼児に対し、関係機関と連携しながら、早期療育につながるよう支援します。 相談件数が増加していること踏まえ、相談体制の充実や関係機関との連携による療育体制の強化に努めます。 	地域医療・健康課 こども育成課 社会福祉課
障害福祉サービスや相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもを対象とする生活支援事業、福祉サービスを実施します。事業所に対して相談支援専門員の資格取得に向け、働きかけを行います。 障害のある子どもやその家族が身近に相談できるよう、相談支援事業の強化に努めます。 障害のある子どもが地域社会のさまざまな場に参加し、地域の中で育つ支援を推進します。 	社会福祉課 ふくし相談支援課
発達障害のある子どもに関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健事業や各種子育て相談、教育相談、スクールカウンセラー事業等を通じて、発達障害のある子どもに関する相談支援活動を推進します。 障害や特別な支援の必要な方が、乳幼児から大人になるまで、一貫した支援が受けられることを目的にサポートファイルの作成を推進します。 	社会福祉課 地域医療・健康課 学校教育課 ふくし相談支援課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談巡回事業等を実施し、一人一人の障害の状態に応じ、認定こども園、保育園、家庭、専門機関等との連携を密にしながら、きめ細やかな障害児保育を実施します。 放課後等において、生活能力の向上のための訓練、社会コミュニティの交流機会の提供等を実施し、障害のある子どもの健全な育成を図ります。 	こども育成課 社会福祉課
就学指導、特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。 認定こども園等と連携し、支援の必要な保護者への周知徹底を図ります。 	学校教育課

(4) 仕事と子育ての両立の推進

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子育てがしやすい職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民・労働者・事業主に対して、次世代育成対策推進法や育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度についての広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 働く保護者が子育てしながら安心して働くことができるよう、関係機関・団体との連携を通じて、育児休業制度の導入促進に努めます。 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得の推進など、労働時間の短縮に向けてさまざまな機会を通じ、企業や事業主に対して理解と協力を求めています。 	経済振興課 こども育成課
就業・再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> 出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する講座の開催を関係機関とともに進めます。 	経済振興課 人権推進課
労働相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 就職相談や職場環境に関する相談など、関係機関と連携しながら労働問題全般についての相談に対応します。 	経済振興課
男女共同による子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画プランに基づき、家事や子育てなど家庭生活における責任が父母ともに果たせるよう、家事や育児を学習・体験できる講座等を開催します。 認定こども園、保育園、小学校などにおいて、父親と子どもが一緒に参加する行事・活動を充実し、父親の子育てへの関わりを啓発していきます。 	人権推進課 学校教育課 こども育成課 生涯学習課 地域医療・健康課

2. 子育て家庭の親と子の心身の健康を支える環境づくり

(1) 子育て家庭の親と子の健康の確保

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠から出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を妊娠届出時に交付し、交付時に併せて母子保健サービスについての説明や妊婦相談を行います。 	地域医療・健康課
乳幼児健診、歯科保健事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の健全な発育・発達を促進するため、各種健康診査の充実に努めます。また、未受診者に対する受診勧奨に努めます。 乳幼児の虫歯や歯周病予防のため歯科に関する健診・個別相談や歯みがき指導などを行います。 	地域医療・健康課
予防接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> 4種混合、小児肺炎球菌、MR（麻しん、風しん）等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。未接種者に対しては、個別通知や健診時などを通じて勧奨に努めます。 周知を強化して、正しい知識の普及とともに予防接種のスケジュール管理を促進し、安全で効果的な接種を進めます。 	地域医療・健康課
妊婦健診、妊娠・出産に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦の疾病・異常の早期発見や予防、安全な分娩と健康な子どもの出生のため、健康診査費用助成や健康相談、訪問指導などの充実に努めます。 出産・育児の不安を緩和し、安心して子どもを産み育てることや保護者同士の仲間づくりの支援ができるよう両親学級等を開催し、情報を提供します。 	地域医療・健康課
小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、夜間や休日等における小児救急医療体制の充実に努めます。 夜間や休日など緊急時に対応できる医療機関や、夜間や休日に相談できる健康医療相談ダイヤル等について、母子保健サービスでの紹介や乳幼児健診・広報等を通して情報提供していきます。 	地域医療・健康課

(2) 子育て家庭の親と子の身体と心のケア

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
乳幼児の健康づくりに関する相談、学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談・指導・助言を行います。 乳幼児健診や電話などにおいて、乳幼児の健康管理や発育・発達、子育てなどの母子保健に関する相談に対応します。医師等による専門相談を個別に実施し、個々に応じた支援を行います。 乳幼児の保護者等を対象とする、子どもの健康管理や発育・発達、子育て等の母子保健に関する学習機会を充実します。 	地域医療・健康課
乳幼児期における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期から正しい食生活を身につけていくため、子育て中の保護者を対象とする食に関する教室を開催し、知識の普及に努めます。 各種子育て講座等において、子どもの発達段階に応じた食事づくりなど、食育に関する知識の普及を図ります。 	地域医療・健康課 こども育成課
事故防止対策に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や各種子育て講座等において、転落や骨折、やけど、誤飲など家庭内での事故防止対策に関する情報を提供します。 	地域医療・健康課 こども育成課
地域での健幸づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な子どもの育成に向け、学校、認定こども園、保育園と家庭、地域、職場等が一体となった健幸づくりの取組を進めるため、朝来市健幸づくりに関する推進会議において連絡・調整に努めます。 健幸づくり条例の制定など、地域や関係機関との連携を強化し、健幸づくりを継続し実施できる環境づくりを市民や関係機関等と協働で推進していきます。 	地域医療・健康課 学校教育課 こども育成課
子育て家庭の育児不安等の相談、支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員の配置により、子育てや家庭の問題、児童の発達、虐待等に関する相談に対応し、個々に応じた支援を実施します。 子育て学習センターにおいて、関係機関と連携し、子育てに関する不安や心配事等の相談機会の充実を図ります。 子育て世代包括支援センターを中心に、子育てに関するさまざまな悩みや不安に対して専門性を生かした相談を行い、必要に応じて関係機関につなぐ等、他機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。 	社会福祉課 こども育成課 地域医療・健康課

3. 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 教育活動の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めます。併せて、オープンスクール（学校公開）の活用などに努め、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。 • 学校とPTA、学校支援ボランティア、地域自治協議会、地域住民などとの連携を強化します。 • 市内各小・中学校に学校運営協議会を導入し、地域で子どもたちの育成を図ります。 	学校教育課
確かな学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、地域の状況や園の規模、教職員の構成等の実態を考慮し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた創意ある教育課程の編成、実施、評価、改善を行います。 • 認定こども園・小学校・中学校の連携を強化しながら、現在も取り組んでいるアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの編成、実施により系統的な教育・保育の充実を図ります。 • 基礎・基本の学力の定着に加え、思考力・判断力の育成、学びに向かう力、人間性等の育成を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人一人に応じた指導を充実するため、少人数指導や教科担任制による「授業のユニバーサルデザイン化」の取組を通じて学習指導方法の工夫改善に努めます。 	こども育成課 学校教育課
健康・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 早寝・早起き・朝ごはん運動などの基本的な生活習慣の確立と乳幼児期からの食育を進めることで、子どもたちの健やかな心と身体を育みます。 • 子どもたちの体力が低下傾向にあるため、学校園においても身体を動かすための「時間・空間・仲間」等の工夫を図り、子どもたちの体力向上と運動習慣の確立に向けた取組を進めます。 	学校教育課 こども育成課
子どもの学習意欲を高める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもたちが学習の意義や大切さに気づき、自ら進んで取り組み、考え、行動できる学習活動を推進するとともに、家庭との連絡を密にし、家庭学習の習慣化や自学自習ができる子どもたちを育成します。 • 新学習指導要領により子どもたちが能動的に学び続けるアクティブラーニングを身につけるため教職員研修、授業改善等を行っていきます。 	学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育において、社会規範や他者への思いやり、命の尊さ、生き方を育みます。 	学校教育課
人権教育、男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進協議会等を支援し、市内全域に人権に対する正しい理解が浸透するよう啓発に努めるとともに、人権感覚の豊かな子どもたちの育成に努めます。 男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる機会を捉え、体験活動を通して男女が対等なパートナーとしての意識の醸成を進めます。 	人権推進課 学校教育課
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> グローバル人材の育成を目指し、外国語指導助手（ALT）の活用などにより、発達段階に応じた外国語指導の充実を図るとともに、異文化の理解、国際交流の推進を図ります。 グローバル化に対応した英語技能テストの受験を進め、その分析を生かしてさらなる語学力向上を目指します。 	学校教育課
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する体験学習や家庭・地域社会での活動により環境問題への理解を深め、よりよい環境の創造に向けた実践的態度を養います。 自然にふれあう体験型環境学習を行うことによって、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶとともに、子どもたちのふるさと意識を育みます。 	市民課 学校教育課 生涯学習課
情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の情報機器活用能力と指導力の向上に努め、情報教育の推進を図ります。違法、有害な情報から子どもを守るための情報モラル教育の推進と併せて、保護者への情報モラルの啓発に努めます。 児童生徒の学習意欲の向上や学力の向上に向けてICT環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図ります。 	学校教育課
地域文化の継承と交流学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域に伝わる伝承や昔話、祭りや年中行事、民俗芸能、郷土料理などの学習を通じて、地域の歴史や文化についての知識や経験を培うとともに、学校外の人材を活用した交流学習、高齢者や障害のある人との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた教育を推進します。 	学校教育課 生涯学習課
芸術文化を通じた情操教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、芸術文化活動にふれ、文化活動を行うことの楽しさや喜びを味わうことで豊かな情操を養います。また、文化祭や展覧会への参加（出展・鑑賞）を促します。 	学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、自主的に読書活動ができるよう、就学前からの読書習慣の確立を目指し、学校・家庭・地域等が一体となって読書に親しむ機運を高め、読書の楽しみや大切さを身につける取組を進めます。 	学校教育課 生涯学習課 こども育成課
教職員の資質向上と研修体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 幼児理解に基づく指導計画、環境の構成と活動の展開、活動に沿った必要な援助について、反省や評価により指導の改善を図るとともに、幼児教育研修会の継続した実施や園内研修を充実します。 教職員の児童生徒一人一人を見取る力や授業力等が向上し、すべての児童生徒にとって分かりやすい授業や児童生徒の多様性を踏まえた学級、学校づくりを推進するために、教職員の研修と教育に関する調査研究を行い、教職員の資質向上を図ります。 引き続き、教職員の研修と教育に関する調査研究を行い、教職員の資質向上を図ります。 子どもたちのLGBT（性的少数者：セクシャルマイノリティ）や人権に対する理解がより深まるよう、教職員の学習機会を充実します。 	こども育成課 学校教育課
生徒指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 日々の教育活動を通じて、子どもたちと教職員の人間的なふれあいを深め、確かな児童・生徒の理解と子どもたちとの信頼関係の確立に努めます。また、定期的なスクールカウンセラーの派遣など、子どもたちの悩みや不安に対応するための教育相談活動を充実します。 いじめや不登校など、問題を抱える子どもへの指導の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。 	学校教育課
キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の考えや適性を踏まえた職業に対する考え方の指導や職場体験などの体験学習等により、社会人としての基礎の育成を図り、子どもたちが自己の進路を主体的に選択できる能力を身につけるための的確な情報提供と指導を行います。 中学校2年生が、5日間の学校外の職業体験活動（トライやる・ウィーク）を通して、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図り、「心の教育」を推進します。 	学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、保育園においては、各年齢の発達段階に応じた教育・保育カリキュラムにより、きめ細かな指導を行います。 カリキュラム・マネジメントに基づく教育・保育の改善と展開をさらに充実させます。 家庭や地域社会との連携を強化し、幼児教育・保育の理解と充実に努めます。また、子育て学習センターで子育て支援活動を推進するとともに、引き続き近隣住民との交流などにより、地域に開かれた認定こども園、保育園づくりを進めます。 	こども育成課
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服するため特別支援教育を推進します。 特別な支援を必要とする幼児の指導にあたっては、園内委員会による実態把握、支援方法等の検討を行います。その際、保護者との連携を図るとともに、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を踏まえ、園内の特別支援体制の充実を図ります。 特別支援学校、専門機関との連携、特別支援教育支援員等の活用を通じて、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことのできる取組を進めます。 	こども育成課 学校教育課

(2) 次世代の親の育成

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
命の大切さや子育ての意義等を学ぶ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校などにおいて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、命の大切さや人間としての生き方、男女が協力して家庭を築き、子育てを行うことの意義等を学ぶ教育を推進します。 トライやる・ウィークの実施により中学校2年生が、5日間の学校外の体験活動を通して、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」の育成を図り、「心の教育」を推進します。 	学校教育課 こども育成課 人権推進課
青少年に対する保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 食事や運動、睡眠等の基本的な生活習慣や、生活習慣病の予防などについての適切な保健指導に努めます。 関係機関と連携した啓発・指導活動を通じて、喫煙・飲酒・薬物についての有害性を訴えていきます。 	学校教育課 地域医療・健康課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子ども・若者育成支援対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、ひきこもり等の社会生活を円滑に営むことが難しい子どもや若者を、支援していくため、相談窓口、専門機関の周知に努めます。 ひきこもり等の当事者や家族が安心して相談、過ごすことができる居場所づくりに努めます。 	社会福祉課 学校教育課
若者の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の出会いのきっかけとなる交流事業の企画立案・運営等を支援します。 民間事業者による交流イベントの開催支援、多様な方向による交流の場づくりを推進します。 	総合政策課

(3) 地域における青少年の健やかな育成

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが楽しく安全に遊ぶことができ、親子や子ども同士、地域で暮らす各世代の人々が交流し、憩いの場ともなる遊び場の確保に努めます。 子どもの居場所として、図書館・学校等の活用を図ります。 	こども育成課 学校教育課 生涯学習課
公園・緑地の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 公園や緑地を楽しく快適に利用できるよう、地域住民の協力のもとに、適切な維持管理に努めます。また、遊具の安全調査を実施し、その点検結果を踏まえ緊急性の高い遊具から修繕、更新、撤去を計画的に進めます。 	都市開発課
地域における多様な体験・交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもがふるさとへの誇りや地域社会の中で互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験や職業体験など地域環境を生かした体験学習活動を推進します。 地域におけるスポーツクラブや文化クラブの活動を奨励します。 地域の多様な人材等を活用して、子どもたちに学ぶ機会をつくる地域学校協働活動を推進します。 異年齢児とのふれあいや世代間交流を通じて、人との関わり、人に対する愛情や信頼感を育めるよう、子どもに関わる多様な交流活動の機会や場を充実します。 	学校教育課 生涯学習課 こども育成課
放課後子ども教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> すべての就学児童を対象として、授業終了後に安全・安心な遊び場、学習の場及び生活の場を確保し、多様な体験・活動等を通じて健全育成を図るなど、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、全小学校区に設置済みの放課後児童クラブ（学童クラブ）を中心に放課後対策を総合的に推進します。 	学校教育課 こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
各種指導者・ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者やボランティアの育成を図ります。また、地域においてスポーツ活動の振興を図るスポーツ推進委員等の活動の活性化を図ります。 地域自治協議会を中心に地域学校協働本部を設置するとともに、小学生を中心とした協働活動を推進していきます。 	生涯学習課
街頭巡回指導、環境浄化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の問題行動などを未然に防ぎ、健全な育成を推進するため、PTA、学校関係者、地域住民等による巡回指導等を実施します。 市青少年問題協議会をはじめ関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。 	生涯学習課
薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年非行の中で重要な課題である薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体との連携のもと情報共有を図り、総合的な防止対策の推進に努めます。 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止キャンペーンを実施し、防止を啓発していきます。 	地域医療・健康課 学校教育課
思春期保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたる心身の健康保持に必要な知識をはじめ、LGBT（性的少数者：セクシャルマイノリティ）の理解や適正な生活習慣等を身につけるための健康教育を推進します。 命の教育として、相手を思いやる気持ちの大切さとともに、性感染症等についての性教育を推進します。 	地域医療・健康課 学校教育課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、保育園、学校の給食や、食生活改善活動を進める団体との連携による調理実習の実施等を通じて、望ましい食習慣を身につけ、健康に気を付けながら豊かな食生活を送ることができるよう、自己管理能力を培います。 食事が身体の発達に大きな影響を与えることから、特に朝食の大切さや、バランスのよい食事を習慣付けることなど、栄養士等と連携を図りながら食育を推進します。 地場産品を食材とした給食や学習を行うなど、農業との関わりや「地産地消」について学ぶ機会の充実を図ります。 	地域医療・健康課 学校教育課 こども育成課
心の悩みに対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ、不登校、LGBTなど、子どもたちの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応します。 思春期を迎える子どもの保護者などに対し、関係機関と連携を図りながら情報提供に努めます。 	学校教育課

4. 子どもと子育て家庭が安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 子育て支援制度・サービスの充実

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を認定こども園、保育園で適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受け入れに今後とも努めます。 通常保育時間外のニーズに対応するため、時間外保育事業を実施します。 休日保育や病児病後児保育の実施について周知するため、チラシ作成や市が作成する子育て情報紙等へ掲載して啓発に努めます。 	こども育成課
保育内容の充実と開かれた施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> きめ細やかな保育を行うため、保育士と保護者の日常的なコミュニケーション等を通じて、保育ニーズの把握に努めるとともに、研修等により保育士の資質・指導力の向上を図ります。 認定こども園、保育園、小学校、中学校との間の連携に努めるとともに、保護者との懇談会の開催や高齢者・ボランティアなど地域の人々との交流を促進し、開かれた施設づくりを進めます。 	学校教育課 こども育成課
放課後児童クラブ（学童クラブ）の開設	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生が健やかに成長できるよう、学校等において放課後児童クラブ（学童クラブ）を開設し、遊びと生活の場を提供します。 	こども育成課
一時預かり事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の病気などの緊急時や育児疲れなど一時的に保育が必要なときに、認定こども園、保育園、で児童を保育し、未就園児家庭の子育てを支援します。 	こども育成課
子育て短期支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の受け入れ施設の確保と利用の促進に努めていきます。 	社会福祉課
病児・病後児保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 病気回復期にある子どもを保育園などで、病児保育、病後児保育を実施します。 病中の子どもの一時預かりを行う病児保育については、利用者ニーズを踏まえながら、関係機関とともに導入について検討を行います。 	こども育成課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児等医療費助成、こども医療費助成、高校生等医療費助成により、子育て家庭を支援します。 重度障害者（児）医療費助成により、障害のある子どもを支援します。 未熟児養育医療費助成により、生後速やかに適切な処置を受けるなど、安心して医療が受けられるよう養育を支援します。 	市民課
保育料の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、保育園等における利用者の経済的負担の軽減を図るため、保育料の軽減を行います。 	こども育成課
利用手続きの改善とサービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> 市広報や市ホームページへの定期的な情報の掲載、健診会場等でのPRなど、子育て支援に関わる制度・サービスの広報・周知に努めます。 	社会福祉課 こども育成課

（２）子どもを取り巻く安全の確保

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 警察や交通安全対策協議会等と連携し、認定こども園、保育園、小学校、中学校などにおいて、子どもや保護者に対するきめ細やかな交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。 P T A や地域の住民組織による交通立番や街頭指導などを行います。また、地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成をはじめ、交通安全の啓発に取り組みます。 通学路の危険か所調査や安全点検を行うとともに、その結果を通学路安全プログラムに定め安全対策を実施します。 	総合政策課 学校教育課 こども育成課
子どもを見守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の住民組織を通じて、地域の子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、子ども見守り隊など、子どもがいつも地域の人に見守られている環境づくりに努めます。 P T A や青少年育成団体等が主体となって実施する「子ども110番の家」等の設置を支援します。 学校、P T A、地域住民等による巡回パトロールなど、防犯活動を推進し安全・安心なまちづくりを進めます。 市の広報紙やホームページを活用して、県が実施している子ども安全サポート事業の広報活動を行い、子どもを見守る意識を高めます。 	防災安全課 学校教育課

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
学校等における安全教育、安全確保対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな事件、事故や災害に対し、安全な行動や生活ができる能力を育成する安全教育を進めるとともに、緊急対応マニュアルの充実と周知徹底、防犯訓練の実施、施設・設備の改善など危機管理体制の充実に努めます。また、学校が指定避難所として機能するよう、関係機関における連携を強化します。 子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、認定こども園、保育園、学校等に速やかに伝達するとともに、朝来防犯協会と連携し、情報の共有化を図るなど、迅速な対応に努めます。 	防災安全課 学校教育課 こども育成課
ゆとりと潤いのある住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全育成の場として、ゆとりと潤いのある住環境を確保するため、市民とともに美しい景観づくりや河川等の保全、美化・緑化、花のあるまちづくりなどを進めます。 	都市開発課
公営住宅の改修	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に改修等を進め、居住環境の向上に努めます。 	都市開発課
住宅取得の支援	<ul style="list-style-type: none"> あさご暮らし住宅取得等応援事業、空き家活用促進事業など住宅取得のための各種助成制度の普及・啓発に努め、良質でゆとりある持ち家の取得を支援します。 	総合政策課
快適な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携により安全で快適な生活環境の整備を進めます。 	建設課
福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人など、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 「兵庫県福祉のまちづくり条例」の理念に基づき、住民や事業主等への普及・啓発を進めるとともに、条例に基づいた施設整備の指導・助言を行います。 	全課
子ども連れの利用に配慮した施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用しやすい施設を目指し、庁舎や各種公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、子育て世帯が安心して利用できる設備の設置・整備を進めます。 	全課
バリアフリー関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、社会福祉協議会の福祉マップや市ホームページ等を通じて提供します。 	社会福祉課

(3) 子どもの貧困解消への取組

施策名	施策の内容	窓口 (担当)
子どものいる家庭の生活と意識に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の子どものいる家庭に対して、子どもの生活環境や家庭の実態を把握するための調査を行い、貧困の状態にある子どもや子育て世代の負担や不安などの解消に向けた取組を検討します。 	社会福祉課
子どもの教育に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の所得状況等に応じて、保育料の免除や特例措置により、認定こども園等への入所を奨励します。また、経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。 ひとり親家庭に対し、高校、大学等の教育を受ける機会の確保を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用の啓発に努めます。 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。 生活困窮者世帯等の子どもに対する学習を支援する取組を検討します。 スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、福祉機関等の関係機関と連携した支援を行います。 	こども育成課 学校教育課 社会福祉課
子ども及び親に対する生活に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員や関係機関との連携のもとに相談支援体制を充実し、ひとり親家庭の自立に必要な相談・指導に努めます。また、ひとり親家庭の仲間づくりを促進します。 複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。 貧困の状況にある子どもに対する地域との交流の機会の場を検討します。 	社会福祉課
親に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員による支援やハローワーク等と連携し、きめ細かな自立・就労支援に努めます。 ひとり親家庭の収入状況の改善を目指して、スキルアップのために資格取得や能力開発をするにあたり、給付金を支給します。 	社会福祉課
子ども及び親に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の制度に基づき、対象となる児童を養育している保護者に対して、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給します。 母子家庭等医療費助成により、ひとり親家庭の父母や子ども、父母のない子どもを支援します。 ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の利用の啓発に努めます。 	市民課 社会福祉課

第5章 幼児期の教育・保育の内容と提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定める必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、次のように教育・保育提供区域を設定します。

(1) 教育・保育

本市における現状として、認定こども園や保育園は居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。

このため、教育・保育提供区域についても、これまでどおり市内全域を1つの区域として設定します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を1つの区域とします。

ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、子どもの人数や利用者の利便性に十分に配慮することとします。

2. 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 基本的な考え方

就学前児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の内容を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、補正を行っています。

1号認定・2号認定・3号認定の区分

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	認定こども園（教育）
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育園 認定こども園（保育）
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳	あり	満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、 <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育園 認定こども園（保育）

保育の必要性について

事由	保護者の状況
就労	就労時間が、週30時間以上かつ月120時間以上の就労
	就労時間が、月48時間以上の就労
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは、出産前後である（入園期間は原則産前産後、8週の属する日の月初開始～月末終了）
疾病・障害等	保護者が、病気やけが・心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護、看護をしている
災害復旧	保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧中である
求職活動中	保護者が求職活動中である
就学中	保護者が就学している
育児休業	下の子の出産による産前産後の事由から、育休に入り、育休復帰までの間に上の子を継続利用する場合
農業	保護者が農業に従事している
その他	—

(2) 年度ごとの量の見込みと確保の内容

①令和2(2020)年度

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①			173	—	514	33	280
			173				
確保の内容	保教育 施・ 設	認定こども園	165	—	484	42	195
		保育園	—	—	13	8	27
	保地 育域 事型 事業	小規模保育事業	—	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	—	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設		1	—	10	1	5
確保の内容の合計②			166	—	507	51	227
過不足②-①			-7	—	-7	18	-53

※ 2号認定における教育利用(教育の利用ニーズが高い場合)は1号認定に含めて整理 以下、同様

②令和3(2021)年度

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定	
				教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①			171	—	506	32	262
			171				
確保の内容	保教育 施・ 設	認定こども園	170	—	484	42	239
		保育園	—	—	13	8	39
	保地 育域 事型 事業	小規模保育事業	—	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	—	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0
	他市町の教育・保育施設		1	—	13	1	2
確保の内容の合計②			171	—	510	51	280
過不足②-①			0	—	4	19	18

③令和4（2022）年度

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		148	—	496	31	273
		148				
確保の内容	保教育 施・ 設	認定こども園	170	484	42	239
		保育園	—	13	8	39
	保地 育域 事型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
他市町の教育・保育施設		0	11	3	3	
確保の内容の合計②		170	508	53	281	
過不足②－①		22	12	22	8	

④令和5（2023）年度

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		158	—	471	31	267
		158				
確保の内容	保教育 施・ 設	認定こども園	170	484	42	239
		保育園	—	13	8	39
	保地 育域 事型 事業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	そ の 他	企業主導型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
他市町の教育・保育施設		0	10	2	5	
確保の内容の合計②		170	507	52	283	
過不足②－①		12	36	21	16	

⑤令和6（2024）年度

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育利用	保育利用	0歳	1歳・2歳
量の見込み①		151	—	450	30	263
		151				
確保の内容	保教育施・設	認定こども園	170	484	42	239
		保育園	—	13	8	39
	保地育域事型業	小規模保育事業	—	—	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0
	その他	企業主導型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
他市町の教育・保育施設		0	10	3	4	
確保の内容の合計②		170	507	53	282	
過不足②－①		19	57	23	19	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます）。 	

①基本的な考え方

地域子育て拠点施設となっている民間の認定こども園のうち2か所と、市の地域医療・健康課内の子育て世代包括支援センター1か所の合計3か所で引き続き実施します。

②量の見込みと確保の内容

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(か所)	3	3	3	3	3
確保の内容(か所)	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 	

①基本的な考え方

すべての民間の認定こども園（4か所）と、市内すべての子育て学習センター（生野・和田山・山東・朝来）で引き続き実施します。

また、拠点事業に類似した事業として、すべての公立の認定こども園において、子育て広場を開催していきます。

②量の見込みと確保の内容

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(人日/年)	16,603	15,844	16,132	15,817	15,503
確保の内容(か所)	8	8	8	8	8

(3) 妊婦健康診査

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。 	

①基本的な考え方

量の見込みについて、受診人数については推計児童数から算出しています。健診回数については、推計児童数及び妊婦一人あたり平均受診回数等を勘案して算出しました。引き続き供給体制の確保に努めます。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	受診人数(人)	204	200	196	192	188
	健診回数(回/年)	2,856	2,800	2,744	2,688	2,632
確保の内容		実施場所：医療機関 検査項目：病院指定 実施期間：年間				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 	

①基本的な考え方

量の見込みについては、近年の出生数や推計児童数等を勘案して算出しました。引き続き供給体制の確保に努めます。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(人)		204	200	196	192	188
確保の内容	実施体制(人)	148	148	148	148	148
	実施方法	実施機関：朝来市 委託団体等：民生委員・児童委員、助産師会				

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業等です。

①基本的な考え方

養育支援訪問は、要保護児童対策地域協議会において実施が決定されます。量の見込みについては、近年の実績により推計しています。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(人)		4	4	4	4	4
確保の内容	実施体制(人)	2	2	2	2	2
	実施方法	実施機関：朝来市 委託団体等：朝来市社会福祉協議会				

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

- 保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

①基本的な考え方

市内施設としては乳児院「くれよん」と児童養護施設「若草寮」に委託して事業を実施します。量の見込みについては、近年の実績から算出しています。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(人)		8	8	8	8	8
確保の内容	実施体制(人)	8	8	8	8	8
	実施方法	実施機関：朝来市 委託団体等：南但愛育会				

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 	

①基本的な考え方

県内の実施状況等を参考に、担い手の確保、利用者と担い手の調整等のシステム構築等、実施可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

(8) 一時預かり事業

事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園等で一時的に預かる事業です。 	

①基本的な考え方

すべての認定こども園で預かり保育を実施します。また、認定こども園・保育園では家庭の都合により保育が困難な場合、一時的に未就学児を預かる一時保育を実施します。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
量の見込み	1号認定による利用 (人日/年)	215	212	207	197	188	
	上記以外（一時保育） (人日/年)	2,602	2,517	2,516	2,425	2,346	
確保の内容	1号認定による利用 (預かり保育)	人日/年	215	212	207	197	188
		か所	11	11	11	11	11
	上記以外 (一時預かり)	人日/年	2,602	2,517	2,516	2,425	2,346
		か所	13	13	13	13	13

(9) 延長保育事業

事業の概要

- 認可保育所等で、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

①基本的な考え方

引き続き、市内のすべての認定こども園、保育園で実施します。

②量の見込みと確保の内容

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(人日/年)	600	582	580	560	542
確保の内容(か所)	13	13	13	13	13

(10) 病児保育事業

事業の概要

- 病気中や病後の子どもを病院や認可保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

①基本的な考え方

ニーズ調査結果をもとに国の示した算出方法に従う場合、地域性と乖離した過大なニーズ量が算出されるため、ニーズ調査の設問のうち、緊急的な対応が難しいひとり親に限定し、実績と照らし合わせながら量の見込みを算出しました。

病後児保育は枚田みのり保育園で実施していますが、民間の認定こども園1か所において令和3年度を目途に開設し、量の確保を目指します。

病児保育はクリニックよしだで実施しており、引き続き本市と連携してニーズに対応していきます。

②量の見込みと確保の内容

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み（人日/年）			658	638	637	614	594
確保の内容	病児対応型	か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型	か所	1	2	2	2	2
	確保量	人日/年	600	700	700	700	700

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の概要

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①基本的な考え方

地域によっては利用者数の変動により施設が手狭になることも考えられるため、各クラブの利用状況を見守りながら、民間の認定こども園での開設等、施設整備を含めた対応に努めます。

また、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して運営することについて、実施可能かどうか調査・検討していきます。

②量の見込みと確保の内容

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み (人)	1年生	147	144	137	143	141
	2年生	138	135	128	134	132
	3年生	117	115	109	114	112
	4年生	39	41	42	39	38
	5年生	25	26	27	25	24
	6年生	10	11	11	10	10
	合計	476	472	454	465	457
確保の内容	児童数(人)	440	480	480	480	480
	実施数(か所)	11	12	12	12	12

4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な期間であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、すでに公私立幼稚園や保育園から認定こども園への移行が進められています。これまで培われてきた知識・技能を生かし、認定こども園ならではの質の高い教育・保育の提供に引き続き努めていきます。

また、教育・保育課程の毎年度の改訂や幼小連携に向けた合同研修会の実施等、教育・保育の一体的な運営の推進を図るとともに、公立の認定こども園・民間の認定こども園・保育園及び小学校の各施設間の情報共有や交流活動等の実施等、より多角的な連携に努めていきます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、子ども・子育て施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、市民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織された「朝来市子ども・子育て会議」で、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や兵庫県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを産み育てられることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。

また、市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるよう、国や兵庫県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2. 進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画に基づく各施策の実施状況については、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

本計画の進捗状況については「朝来市子ども・子育て会議」へ報告し、内容の確認と今後の子ども施策の方向性についての意見聴取を行います。

また、市の広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知に努めることなどを通じ、幅広い意見を聴取しながら施策の一層の推進に努めます。

(2) 社会経済情勢等に対応した推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などのさまざまな状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、本計画に掲げた施策、事業の目標等は、国における今後の施策動向、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向などを踏まえて、適宜見直しを行うものとします。

資料

1. 計画策定組織

(1) 朝来市子ども・子育て会議

朝来市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、会議が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子ども・子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 保健、福祉又は医療関係者
- (6) 行政機関又は公共的団体を代表する者
- (7) 住民の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めたもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局こども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

朝来市子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	氏 名	所 属	役職名
1	子どもの保護者	尾崎 照如	公立こども園保護者会	中川こども園 保護者会長
2		西村 大輔 令和元年10月27日まで	私立保育園・こども園保護者会	照福こども園 保護者会代表
		安達 光紀 令和元年10月28日から	私立保育園・こども園保護者会	あわが保育園 保護者会代表
3	地域において子ども・子育て支援を行う者	伊藤 朋子	子育て支援従事者	前こども園 園長
4	子どもの教育、保育に関する事業に従事する者	小田垣 真吾	朝来市小学校長会	梁瀬小学校 校長
5		岸本 弥生	公立こども園	山口こども園 園長
6		○福本 千歳	私立こども園	やなせこども園 園長
7	学識経験者	◎鈴木 正敏	兵庫教育大学	准教授
8	保健・福祉又は医療関係者	岡本 千代栄 令和元年11月30日まで	朝来市民生委員・児童委員連合会	主任児童委員
		伊藤 明子 令和元年12月1日から	朝来市民生委員・児童委員連合会	主任児童委員
9	行政機関又は公共団体を代表する者	小林 公正	朝来市保育推進連盟	会長
10		井上 文美	学童クラブ	竹田学童クラブ 指導員
11		絹巻 泉	子育て学習センター	朝来子育て学習センター インストラクター
12		竹村 洋二	朝来市健康福祉部	部長
13	住民の代表	上垣 竜治	朝来市連合PTA協議会	
14	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの	池野 雅視	経営・労働	朝来市道の駅 フレッシュ朝来 社長

◎：会長、○：副会長

(敬称略)

2. 計画の策定経過

期 日	内 容	
平成 31 年 1 月	ニーズ（アンケート）調査の 実施	平成 31 年 1 月～2 月 （就学前児童・小学生児童の全数調査）
令和元年 7 月 19 日	令和元年度 第 1 回 朝来市子ども・子育て会議	○ニーズ調査結果について
令和元年 10 月 4 日	令和元年度 第 2 回 朝来市子ども・子育て会議	○教育・保育、地域子ども・子育て支援事 業の量の見込みと確保の内容について
令和元年 12 月 3 日	令和元年度 第 3 回 朝来市子ども・子育て会議	○計画素案について
令和元年 12 月	パブリックコメントの実施	令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 17 日
令和 2 年 1 月 28 日	令和元年度 第 4 回 朝来市子ども・子育て会議	○計画案について（最終）

3. 用語解説

あ行	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称
	アクティブラーニング	能動的学修のことを指し、学修者（児童、生徒、学生等）が受け身ではなく、グループワークなど自ら能動的に学びに向かうよう設計された教授・学習法のこと
	アプローチカリキュラム	幼児期における遊びの中の学びが、小学校の学習や生活に生かされるよう工夫された認定こども園等における年長児後半のカリキュラム
	LGBT	レズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、ゲイ（Gay 男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）、トランスジェンダー（Trans gender 身体的性別と性自認が一致しない人）のそれぞれ4つの性的少数者（セクシャルマイノリティ）の頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉
か行	学校運営協議会	地方教育行政法第47条の6に基づき、教育委員会によって学校に設置され、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認やさまざまな課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議する組織
	カリキュラム・マネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと
	合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの平均数
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関するさまざまな質問や悩みを相談窓口、支援機関のこと

さ行	サポートファイル	障害のある人や特別な支援の必要な人が、乳幼児から大人になるまで、一貫した支援が受けられるよう関係機関における情報共有を支援するためのツール
	小1の壁	小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる社会的問題のこと
	情報モラル教育	インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す情報倫理を学ぶ教育のこと
	スタートカリキュラム	認定こども園等から小学校へ入学した子どもたちが、小学校の生活や教科の学習にスムーズに適応していくことを目指して編成されたカリキュラム
た行	地域学校協働本部	平成 29 年 3 月の社会教育法の改正に位置づけられた地域学校協働活動の推進に向けて、地域の人々や団体等が参画してネットワークを形成する組織のこと
は行	パブリックコメント	市の計画や重要な施策について、町民に意見を求める方法
や行	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること
	要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと

第2期朝来市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発行日：令和2（2020）年3月

発行：朝来市

編集：朝来市教育委員会事務局 こども育成課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

TEL 079-672-3301（代表）

FAX 079-672-4041

